



第3期

美浜町 子ども・子育て 支援事業計画

令和7年3月
美浜町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の社会的背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の対象.....	2
4 計画期間.....	2
5 策定体制.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	3
1 統計データからみる現状と課題.....	3
2 第2期計画の取組状況.....	11
3 住民のニーズ.....	23
4 第3期計画策定の方向.....	36
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1 計画の基本理念.....	37
2 基本目標.....	38
3 SDGsの推進.....	40
4 計画の施策体系.....	42
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	43
基本目標1 安心して出産、育児ができる途切れのない支援の提供.....	43
基本目標2 子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくり.....	46
基本目標3 配慮が必要な子どもとその家庭への支援.....	49
基本目標4 安全・安心に子育てができる環境づくり.....	52
第5章 子ども・子育て支援サービス.....	55
1 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	55
2 教育・保育提供区域.....	55
3 将来人口の推計.....	56
4 保育の必要性の認定について.....	59
5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策.....	60
第6章 計画の推進.....	78
1 計画の推進にあたって.....	78
2 子ども・子育て会議.....	78
3 計画進行管理の体系と仕組み.....	79

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の社会的背景

人口減少や少子高齢化の進行、女性の社会進出、コミュニティの希薄化などにより地域を取り巻く状況が大きく変化しており、すべての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するためには、地域社会全体で力を合わせて最適な子育て環境をつくり上げていくことが重要です。

美浜町では、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この計画は、令和6年度をもって計画期間が終了することから、さらに子育て世代に優しいまちとなるよう、保育・教育サービスの充実や安全・安心の子育て環境、教育環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進等子ども・子育て支援を推進するため、新たに令和7年度からの「第3期子ども・子育て支援事業計画」となるものです。

また、令和4年6月には、「こども基本法」が制定され、令和5年4月から施行、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。

これらの制度的背景には、止まるところのない少子化の傾向の打開、そして、児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題があり、また、子どもの貧困が注目されるなど、子どもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたことが挙げられます。

さらには、「こども基本法」が対象とする「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、成人年齢である18歳や20歳で必要な支援が途切れることがないように、こども・若者育成といった視点がより一層必要とされています。

本町では、すべての子ども・若者の育ちが保障され、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と、さらなる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、「こども計画」につながるものとして「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

2-1 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「第6次美浜町長期総合計画（みはまみらい2030プラン）」を子ども・若者育成の視点で具体化する分野別計画であり、「美浜町第2次地域福祉計画・第2次自殺対策計画」「日高圏域障害者プラン」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としての位置づけも含む計画として策定するものです。

本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

4 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況、法改正等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
本計画					

5 策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「美浜町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されています。会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する機関です。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計データからみる現状と課題

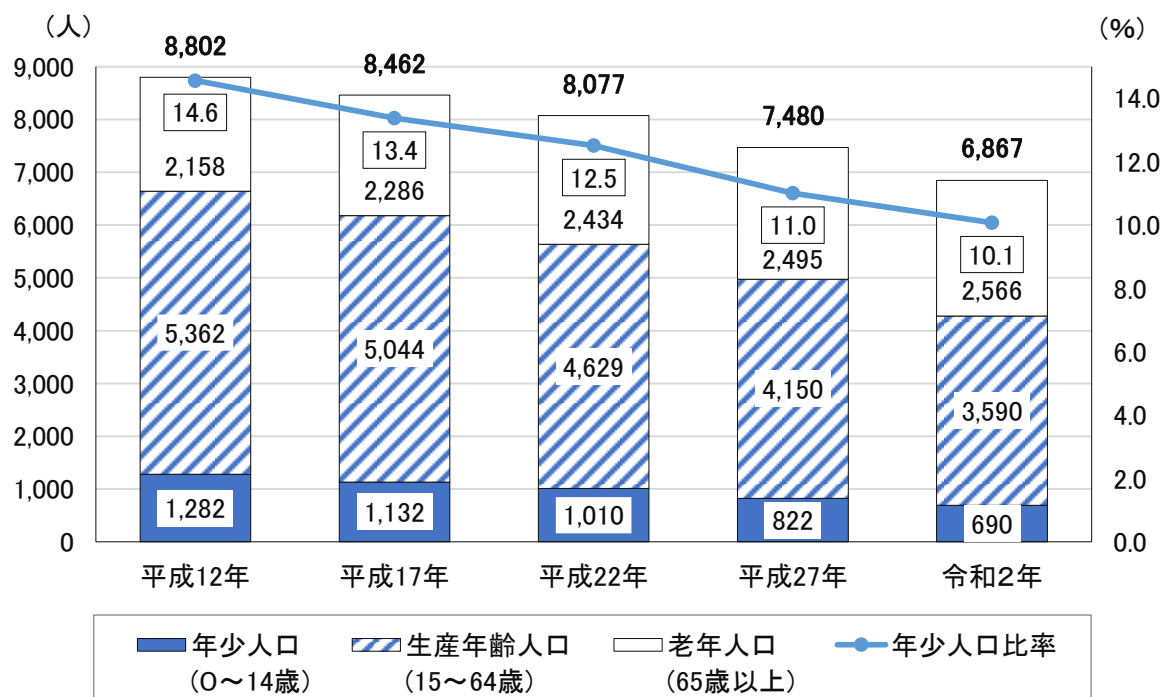
1-1 総人口と年少人口の推移

総人口は一貫して減少傾向で推移しており、平成12年の8,802人から、令和2年には6,867人に減少しています。

また、年少人口(15歳未満)についても一貫して減少しており、平成12年の1,282人から、令和2年には690人に減少しています。同様に総人口に占める年少人口比率についても、同期間に14.6%から10.1%となり、4.5ポイント減少しています。

年少人口比率の減少は、将来の生産年齢人口の減少につながり、税を負担する層の減少を意味します。

■総人口(年齢3区分別)・年少人口比率の推移



注:人口総数には、年齢不詳を含む。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口 (0~14歳)	1,282	1,132	1,010	822	690
生産年齢人口 (15~64歳)	5,362	5,044	4,629	4,150	3,590
老年人口 (65歳以上)	2,158	2,286	2,434	2,495	2,566
合計	8,802	8,462	8,077	7,480	6,867
年少人口比率	14.6%	13.4%	12.5%	11.0%	10.1%

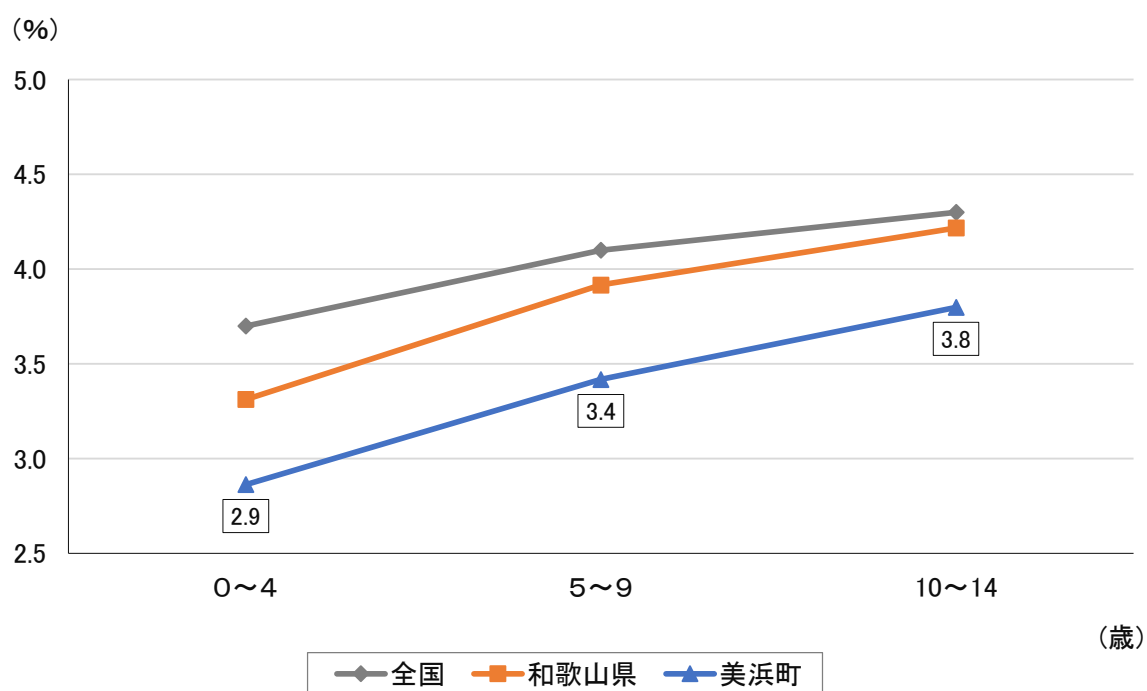
資料:国勢調査(各年10月1日)

1-2 5歳区分別年少人口比率

令和2年の国勢調査結果では、年少人口（15歳未満）比率について5歳区分別にみると、10～14歳が3.8%、5～9歳が3.4%、0～4歳が2.9%となっており、徐々に出生数が減少していることがうかがえます。

全国や和歌山県の傾向と比較すると、美浜町ではより強い減少傾向を示していることがみてとれ、出生数の減少が人口減少にもつながっていることがうかがえます。

■年齢（5歳区分）別年少人口比率



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

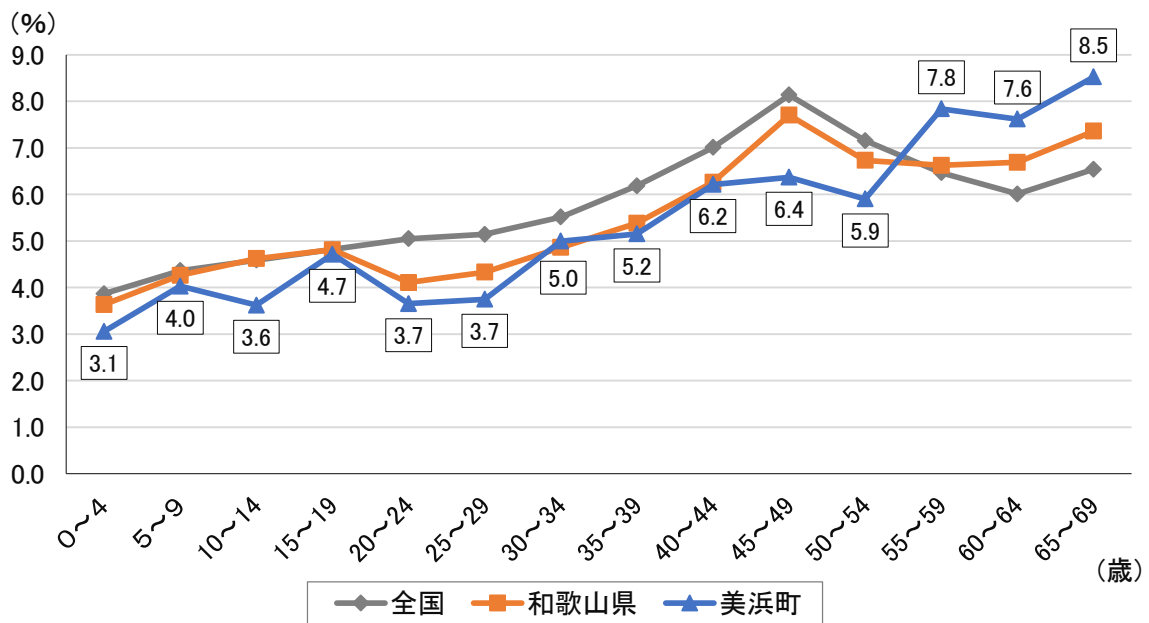
注：割合は、総人口から年齢「不詳」の者を除いて算出しています。

1-3 性別・5歳区分別人口比率

令和2年の国勢調査結果では、性別・5歳区分別に各年代の人口比率をみると、男性は45～49歳の人口比率が全国や和歌山県を大きく下回っています。

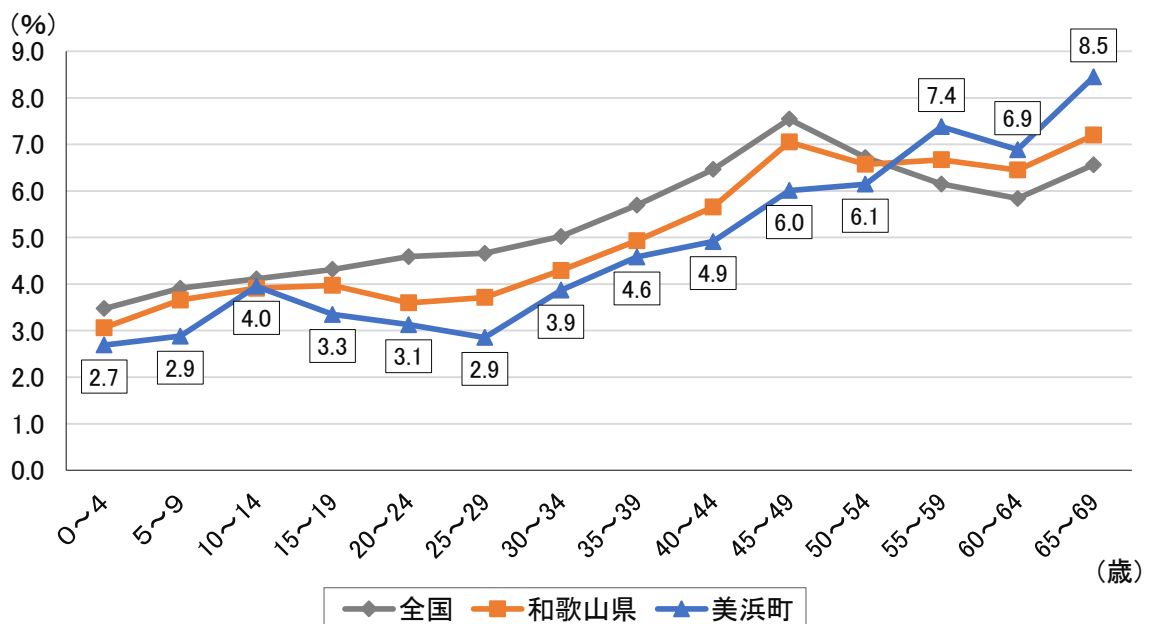
また、女性は0～54歳が全国、県より全体的に低くなっていますが、25～39歳の女性の人口比率が特に全国より、45～49歳が特に和歌山県より低くなっています。25～39歳の女性の人口の少なさは、子どもを産む年代であるため、この層の減少は少子化につながります。

■男性の年齢(5歳区分)別人口比率



資料:令和2年国勢調査

■女性の年齢(5歳区分)別人口比率

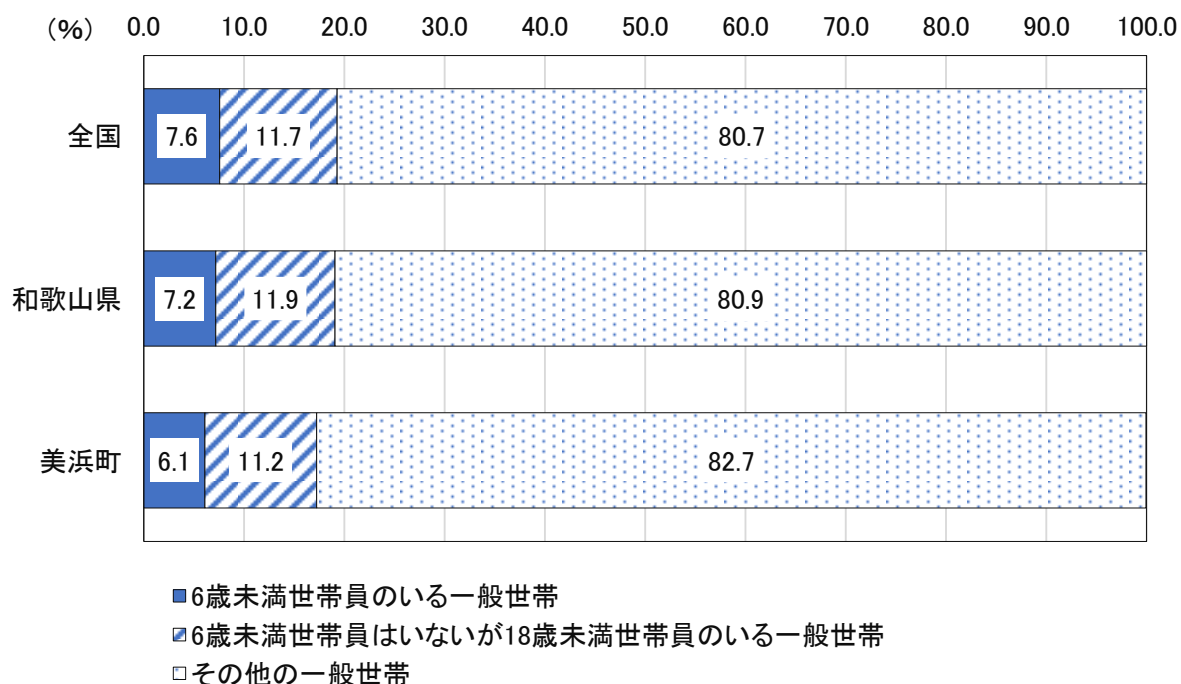


資料:令和2年国勢調査

1-4 世帯の状況

令和2年の国勢調査結果では、一般世帯数は2,851世帯で、このうち、「6歳未満世帯員のいる一般世帯」が175世帯(6.1%)、「6歳未満世帯員はいないが18歳未満世帯員のいる一般世帯」が318世帯(11.2%)となっています。

全国や和歌山県と比較すると、美浜町では「6歳未満世帯員のいる一般世帯」、「6歳未満世帯員はいないが18歳未満世帯員のいる一般世帯」の比率が低くなっています。



■世帯比率

	(世帯)		
	美浜町	和歌山県	全国
6歳未満世帯員のいる一般世帯	175 6.1%	28,236 7.2%	4,224,286 7.6%
6歳未満世帯員はいないが18歳未満世帯員のいる一般世帯	318 11.2%	46,755 11.9%	6,509,439 11.7%
その他の一般世帯	2,358 82.7%	318,498 80.9%	44,971,224 80.7%
計	2,851	393,489	55,704,949

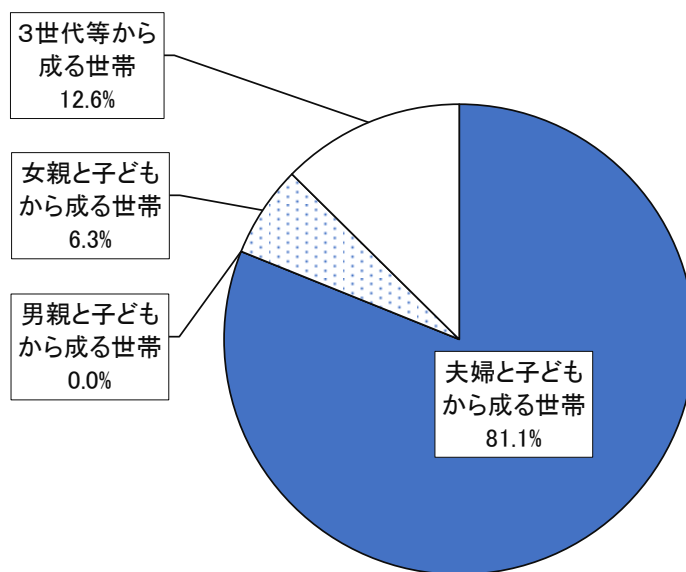
資料：令和2年国勢調査

1-5 6歳未満親族のいる世帯の状況(親族のみの世帯)

令和2年の国勢調査結果による親族のみの世帯をみると、6歳未満の子どものいる世帯の175世帯のうち、夫婦と子どもから成る世帯は142世帯(81.1%)となっています。

これに、女親と子どもから成る世帯の11世帯(6.3%)を加えたいわゆる核家族が153世帯(87.4%)で、その他の3世代等から成る世帯は22世帯(12.6%)となっています。

■6歳未満世帯員のいる一般世帯の世帯比率



(世帯)

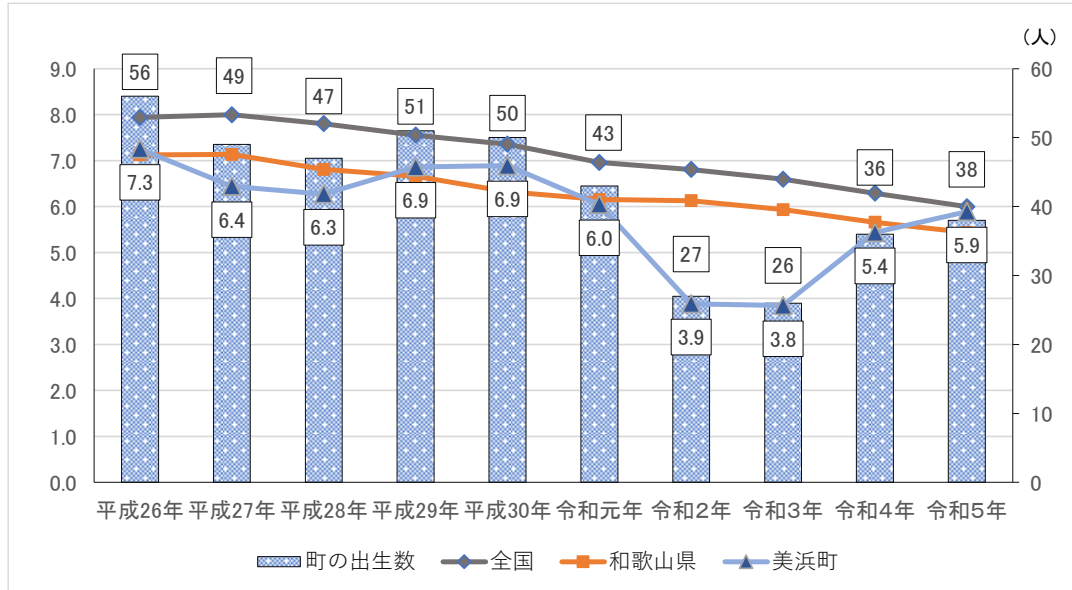
		美浜町	和歌山県	全国
核家族	夫婦と子どもから成る世帯	142 81.1%	23,342 82.9%	3,550,645 84.4%
	男親と子どもから成る世帯	0 0.0%	71 0.3%	12,042 0.3%
	女親と子どもから成る世帯	11 6.3%	1,815 6.4%	209,619 5.0%
3世代等から成る世帯		22 12.6%	2,913 10.4%	435,702 10.4%
計		175	28,141	4,208,008

資料:令和2年国勢調査

1-6 出生率・出生数の推移

住民基本台帳人口による出生率（人口千人あたりの出生数）についてみると、美浜町は増減を繰り返して推移しており、特に令和2年と令和3年には大幅に減少しましたが、令和5年では、5.9となっています。また、全国と比べると、一貫して低い出生率となっており、少子化につながっています。

■出生率と出生数

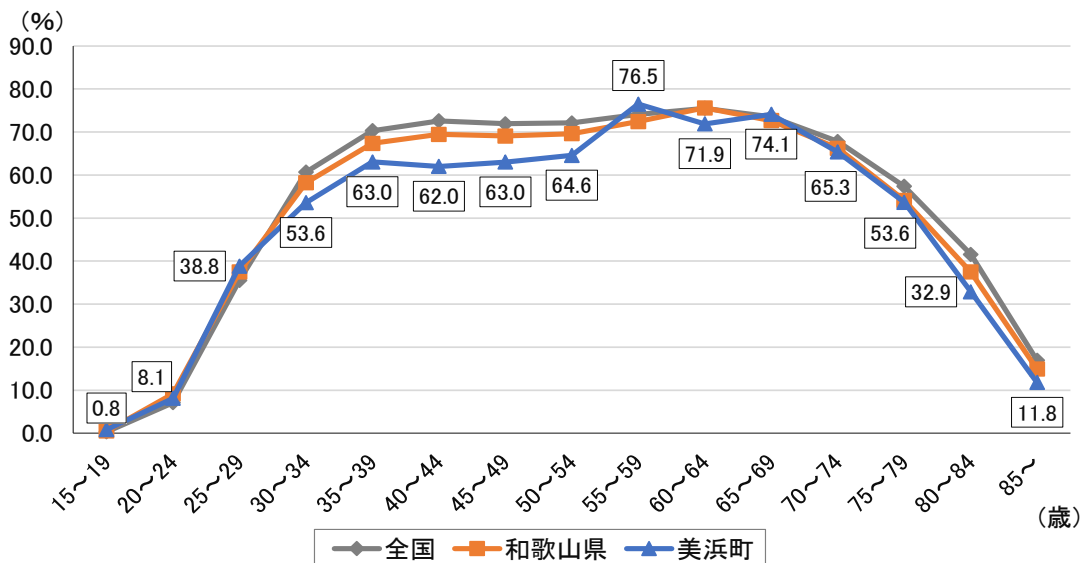


資料：住民基本台帳

1-7 女性の有配偶率の推移

令和2年国勢調査結果による女性の有配偶率（配偶者のいる女性の比率）についてみると、30～54歳の有配偶率が全国や和歌山県に比べ特に低くなっています。

■女性の年齢（5歳区分）別有配偶率

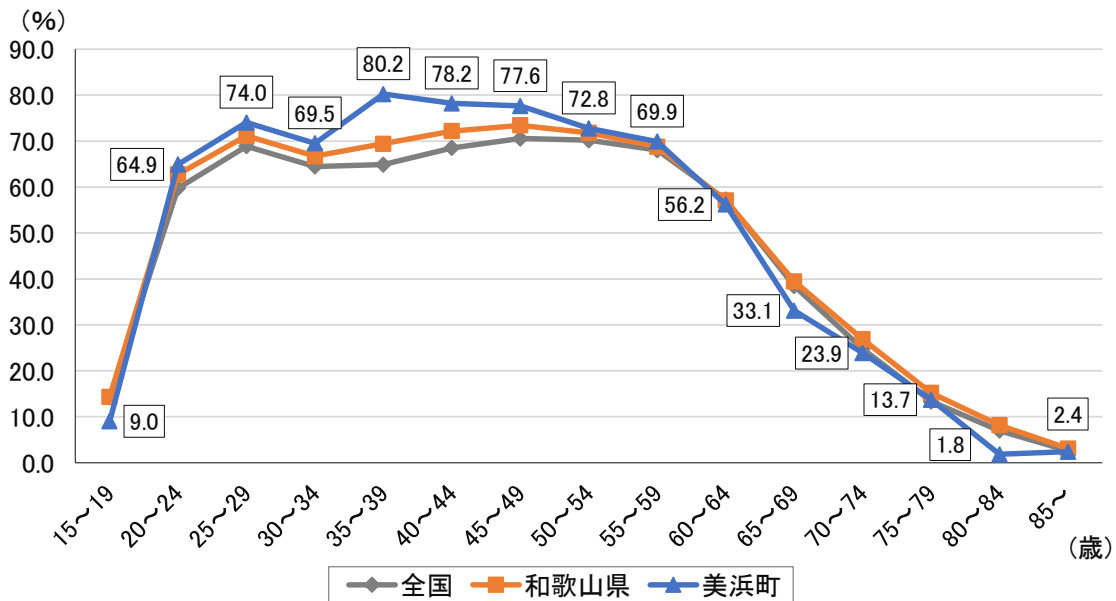


資料：令和2年国勢調査

1-8 女性の就業率

令和2年の国勢調査結果による女性の就業率を年齢別にみると、35～49歳の就業率が全国や和歌山県に比べ高くなっていますが、妊娠して出産するとき、女性は仕事から一度離れます。この年齢のときにM字のくぼみ（M字カーブ）となり、出産後に仕事復帰をする女性が多いことがうかがえます。

■女性の年齢（5歳区分）別就業率

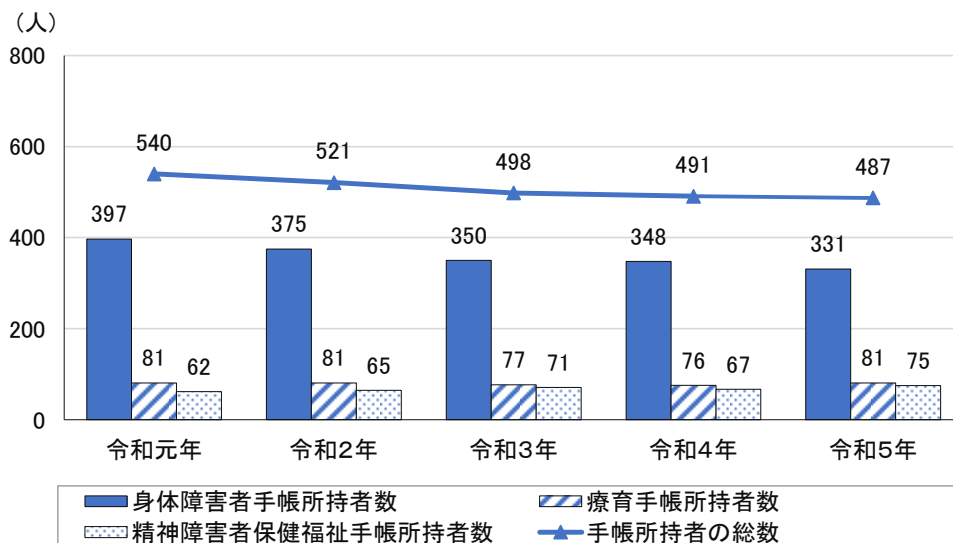


資料：令和2年国勢調査

1-9 障害者手帳所持者数

総数は減少傾向で推移しており、これを手帳の種類ごとにみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：美浜町第2次地域福祉計画・第2次自殺対策計画（各年4月1日）

1-10 児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は、年度により変化があり、令和5年度は4件となっています。

■児童虐待相談件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虐待に関する相談対応件数	13	4	10	4	—

資料：「福祉行政報告例」

2 第2期計画の取組状況

2-1 点検の方法

本点検結果は、「第3期美浜町子ども・子育て支援事業計画」（2025～2029 年度）策定の基礎資料とするために、現行の「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本目標ごと、それぞれに位置づけられている事業ごとに、「計画期間における達成状況」、「評価（3点満点）」、「課題」等について、基準日を令和6年度終了時点として、担当課による点検を行ったものです。

●基本目標

基本目標1	地域の子育て支援体制の充実
基本目標2	親子の健康の確保・増進
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実
基本目標4	子育てを支援する生活環境の向上
基本目標5	すべての親子に対する支援の実施

●点検の基準

評 価	評価内容
3点	計画通り
2点	概ね計画通り
1点	ほとんど実施していない
0点	実施していない

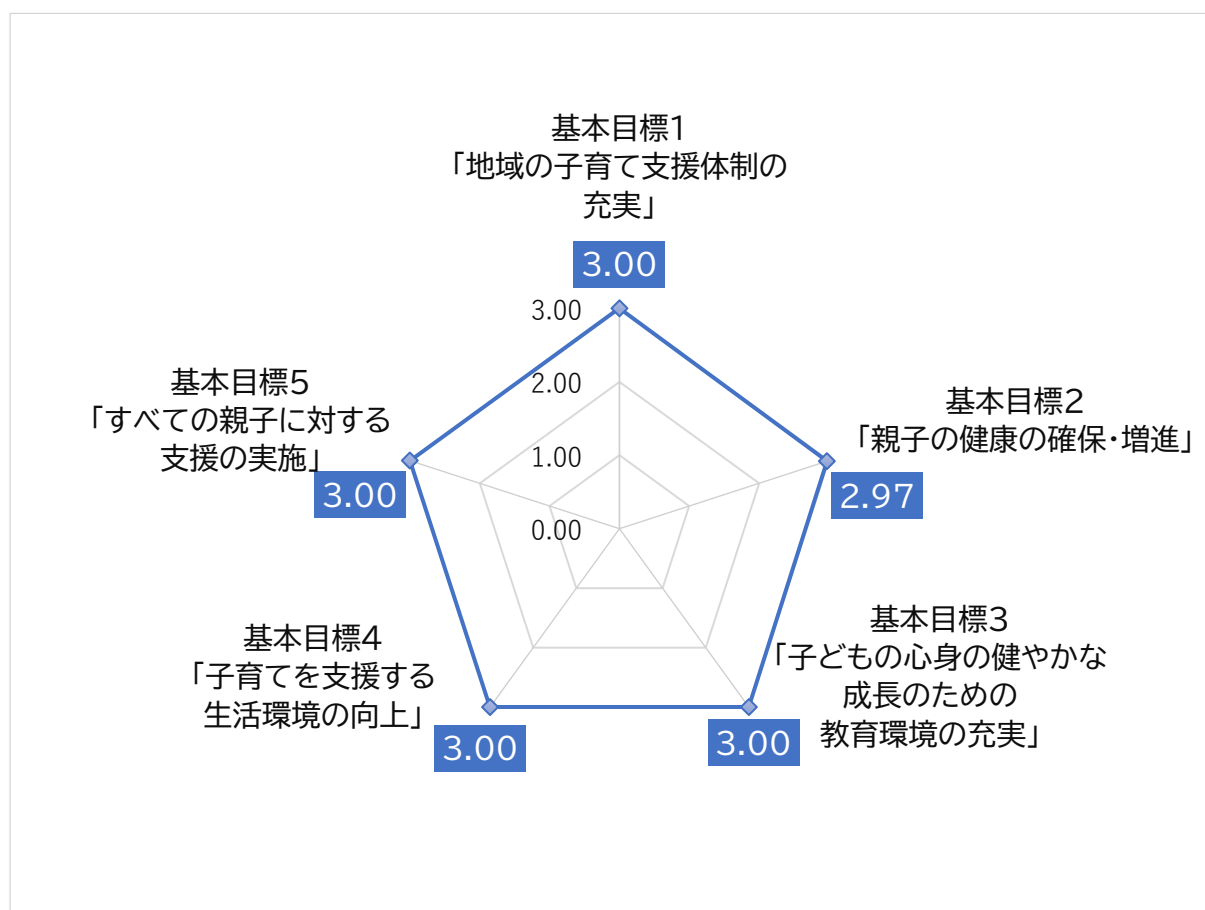
2-2 全体の結果

先述の評価の基準で、主な事業ごとの採点(3点、2点、1点、0点に配点)を行い、集計した結果、計画全体の評価点は2.99点(平均)となっています。

評価対象は、計画に位置づけられた事業の実施についてであり、各所属においてそれぞれの事業は堅実に進められています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標1 地域の子育て支援体制の充実」が3.00、「基本目標2 親子の健康の確保・増進」が2.97、「基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実」が3.00、「基本目標4 子育てを支援する生活環境の向上」が3.00、「基本目標5 すべての親子に対する支援の実施」が3.00となっています。

●基本目標ごとの点数



※点数化については、0点(町の独自施策なし)を除いて算出しています。

※点数化については、結果をわかりやすくするための便宜的なものであり、絶対的なものではありません。施策の課題と方向性により、第3期計画策定の検討事項としていきます。

2-3 個別の点検項目と結果

基本目標Ⅰ 地域の子育て支援体制の充実			
基本施策 子育てを支援する取組の推進			
具体的な取組・事業 子育てつどいのへややひまわりこども園、町役場等をはじめとする場所での子育て相談・情報提供体制の充実に努め、身近なところで悩みを相談したり、必要な情報が得られるよう、子育て支援に取り組めます。			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価 (3点満点)	今後の方針 (新規、継続、拡充、縮小、廃止)
子育て情報の提供	「子育てつどいのへや」での育児講座・親子ふれあい講座利用者(保護者・幼児)	3	拡充
	幼児期の教育に関するリーフレットの配布(年1回 こども園児の保護者)	3	継続
	子育て教室・離乳食教室	3	継続
地域子育て支援センター事業「子育てつどいのへや」	延べ利用幼児数	3	継続
子育て支援相談窓口の充実	ひまわりこども園での保護者面談(年1回)	3	継続
	「子育てつどいのへや」での子育て相談日來園延人数	3	継続
	「子育てつどいのへや」での育児講座・親子ふれあい講座開催時における育児相談者数	3	拡充
	来庁相談延人数(妊婦・産婦・乳児・幼児・その他)	3	継続
	電話相談延人数	3	継続
子育ての経済支援の推進	こども園小中学校等給食費の無償化	3	継続
	こども園等保育料の無償化 ※R1.10より3歳~5歳は無償化(全国)	3	—
	赤ちゃん誕生祝金	3	継続
	子育て応援給付金 ※今後、妊婦等包括相談支援事業として実施	3	廃止

基本施策 地域での子育て支援活動の推進			
具体的な取組・事業 子育てつどいのへやにおける保護者同士の交流促進、子育てグループづくりへの支援、子育てつどいのへやでの集まる場づくり等、地域での子育て支援活動を推進し、地域との交流の充実を図ります。			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
地域子育て支援センターで集まる場づくり	育児講座・親子ふれあい講座利用者数(保護者・幼児)	3	継続
交流活動の充実	(同上)	3	継続
基本施策 保育サービスの充実			
具体的な取組・事業 子育て家庭が安心して子どもを預けられるよう、様々な保育サービスの実施を推進するとともに、子どもたちが保育施設で安全に健やかに過ごせるように、保育の質の向上に努めます。			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
通常保育	4月当初園児数 ひまわりこども園	3	継続
延長保育	延利用園児数	3	継続
一時保育	延利用日数	3	継続
子育て支援短期利用事業	利用回数	3	継続
民間保育施設との連携	4月当初園児数 こじか保育園(町内私立)	3	継続
保育の質の向上	障害児保育(園児数)	3	継続
	障害児保育事業補助金実績額(私立こじか保育園)	3	継続
	地域・小中学校・町文化協会との交流活動回数	3	継続
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	両クラブの1ヶ月あたり最多児童数の合計	3	継続

基本目標 2 親子の健康の確保・増進

基本施策 親子が健康に過ごすための支援

具体的な取組・事業

親子の健康を確保・増進し、子どもの心身の健やかな成長を図るため、きめ細やかな対応に努め、妊娠期から子育て期にかけての切れ目ない支援を実施します。また、学校保健との連携強化を図ります。

施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
不妊治療費助成事業	一般不妊治療費 助成件数(延人員)・助成金額	3	継続
	生殖補助医療費 助成件数(延人員)・助成金額	3	継続
子育て世代包括支援センター	センター数	3	継続
母子手帳交付、面接	妊娠届出数	3	継続
妊婦健康診査	妊婦健診第1回・第5回・第8回 受診率	3	継続
マタニティ相談	妊婦相談 延人数	3	継続
妊産婦訪問指導	妊産婦訪問 延人数	3	継続
赤ちゃん誕生祝金	赤ちゃん誕生祝金 実績額	3	継続
子育て応援給付金	子育て応援給付金 実績額 ※今後、妊婦等包括相談支援事業として実施	3	—
新生児聴覚検査費助成	新生児聴覚検査費用助成件数・助成金額	3	継続
出生届出時面接	出生届出時面接件数 ※今後、妊婦等包括相談支援事業として実施	1	廃止
新生児訪問指導	新生児訪問 延人数	3	継続
乳児家庭全戸訪問事業	乳児訪問 延人数	3	継続
産後ケア事業	産後ケア事業延人員・委託金額	3	継続
乳幼児健康診査	4ヶ月児健診・10ヶ月児健診・1歳6ヶ月児健診・2歳児健診・3歳児健診 受診率%	3	継続

施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
予防接種	予防接種法に基づく定期接種(A類疾病)及び任意接種(子どもインフルエンザ)における接種人数	3	継続
発達相談	発達相談 延相談数	3	継続
	巡回相談 実施回数(回)	3	継続
学校保健の推進	各種健診受診者数 小学生(検尿・心電図・耳鼻科・内科・眼科・歯科・就学時健診)	3	継続
	各種健診受診者数 中学生(検尿・心電図・耳鼻科・内科・眼科・歯科)		
基本施策 食育の推進			
<p>具体的な取組・事業</p> <p>親子がともに、食事の大切さを知り、望ましい食習慣が身につけられるよう事業を実施します。また、地域と連携した食育活動についても推進していきます。</p>			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
食育活動	食生活改善推進員事業で実施	3	継続
離乳食教室	離乳食教室 参加者数	3	継続
食生活改善推進員・母子保健推進員の活動	(同上:母子保健推進員の活動)	3	継続
	おやこの食育教室数(学童とその保護者にテキスト等の配布:食生活改善推進員の活動)	3	継続
基本施策 思春期保健対策の推進			
<p>具体的な取組・事業</p> <p>思春期体験学習は乳児とのふれあいの場として実施しており、引き続き事業を実施します。また、性教育の推進や未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用の防止、心身の悩み相談などについて、学校・健康推進課で連携を図りながら取り組みます。</p>			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
思春期体験学習	開催回数 (学校にて学校教材用DVDを鑑賞する事前学習と4ヶ月・10ヶ月児健診の見学、赤ちゃん抱っこ体験、妊婦体験の実施)	3	継続
健康に関する啓発活動	性教育に関する助産師を招いての授業 小学校・中学校 回数	3	継続

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実

基本施策 学校の教育環境等の整備

具体的な取組・事業

総合学習や外国語に関する学習等の様々な教育やきめ細やかな指導をつうじて、児童生徒が心身ともに健やかに成長できるよう努めます。また、家庭や地域との連携・協力を図りながら、身近で信頼できる地域に根ざした学校となるように取り組んでいきます。

施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
学校運営協議会	小学校・中学校開催回数	3	継続
地域に開かれた学校づくりの推進	(同上)	3	継続
	町PTA連絡協議会補助	3	継続
学力の向上の取組	各年度実施	3	継続
総合的な学習に対する補助	補助実績額	3	継続
外国語青年の招致	ALT 人数、小学校・中学校への計画訪問回数	3	継続
ふるさと教育	実施報告 件数 小学校・中学校	3	継続
体力づくり・スポーツ活動の支援	部活動奨励補助など	3	継続
学校給食	小中学校 給食実施数	3	継続

基本施策 体験・交流など子どもたちの多様な活動の推進			
具体的な取組・事業 児童健全育成を推進していくため、子どもの遊び場を確保し、子どもたちがいつでも楽しく、安全に遊び・活動できる場の充実を図ります。また、公民館・図書館事業や自然ふれあい事業等子どもたちが親や地域の人と一緒に体験する場、ふれあう場、交流の場づくりを進めます。			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
子どもの遊び場の確保	ちびっこ広場の遊具増設費用 実績額	3	継続
公民館・図書館事業	夏休み子ども講座 実施講座数・参加児童数	3	継続
	サマールーム 延実施日数・参加児童数	3	継続
	図書館主催事業 実施事業数・参加人数(親子)	3	継続
	おはなし会 実施回数・参加人数(親子)	3	継続
学校開放事業	松原小学校・和田小学校 運動場 開放回数	3	継続
	松原小学校・和田小学校 体育館 開放回数		
	松洋中学校 体育館 開放回数 卓球場含む		
	松洋中学校 武道場 開放回数		
自然ふれあい事業	ドルフィンスイム 実施回数	3	継続
	スキー体験スクール 実施回数	3	継続
基本施策 家庭や地域の教育力の向上			
具体的な取組・事業 自ら主体的に判断して行動する問題解決能力や思いやりの心などの豊かな人間性が育まれるよう、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、母親子どもクラブ等の地域活動・クラブ活動への支援を行います。			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
ひまわりこども園・小学校との連携	各種幼小連携活動の実施数	3	継続
子ども・教育に関する地域での講演会	非行防止研修会 開催回数・参加者数	3	継続
地域活動・クラブ活動等の支援	母親子どもクラブ連絡協議会補助金 実績額	3	継続

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の向上

基本施策 生活環境の向上

具体的な取組・事業

子どもや妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人が安心して外出できるように、バリアフリー化、福祉的配慮のある整備等、生活環境の向上に努めます。また、通学路に関しては毎年点検を行い、児童生徒が安心して通学できる環境を整えます。

施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
生活環境・道路環境の充実、通学路の整備	各年度実施・通学路安全推進協議会の開催回数	3	継続
住環境の向上	各年度実施	3	継続

基本施策 交通安全活動の推進

具体的な取組・事業

県警、交通指導員による道路の横断の仕方などの交通ルール教室や自転車教室などを実施し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行できるように、交通安全教育を推進していきます。

施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
交通安全教室の開催	小学校での開催回数	3	継続

基本施策 子どもの安全の確保

具体的な取組・事業

警察や住民団体などと連携した対策を図り、見守り等を実施し、子どもが犯罪の被害などに遭わないように努めます。また、子ども・子育て家庭への安全に関する啓発に努めます。

施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
「きしゅう君の家」の指定・協力活動	きしゅう君の家 指定軒数	3	継続
防犯灯の設置	防犯灯等の設置数	3	継続
不審者対策	小学1年生への防犯ブザーの配布 購入金額	3	継続
美浜町青少年補導委員連絡協議会	協議会補助金実績額	3	継続
美浜町民生委員・児童委員協議会との連携	民生児童委員協議会における小中学校こども園学童等への訪問回数	3	継続

基本施策 男女共同参画社会の推進			
具体的な取組・事業 男女がともに仕事や家庭生活、社会活動等に調和を持って暮らし、子育てができる男女共同参画社会の実現に向けて、地域や事業所などへの啓発に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進についても取り組んでいきます。			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
仕事と家庭生活等の調和の推進	広報啓発活動	3	継続
事業所の理解と協力	(同上)	3	継続

基本目標 5 すべての親子に対する支援の実施			
基本施策 ひとり親家庭等の自立支援の推進			
具体的な取組・事業 保育サービスをはじめとする子育て支援や就労支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立に向けたサポート体制の構築に努め、様々な支援の適切な利用を促進します。			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
ひとり親家庭の自立支援	各種相談対応	3	継続
ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭医療費 実績額	3	継続
	小中学生就学援助費 実績額(準要保護児童生徒)	3	継続
基本施策 児童虐待防止対策の充実			
具体的な取組・事業 ポスターの掲示やリーフレットを備え付けるなどして、ゆとりを持って安心して子育てができるよう、児童虐待防止に関する啓発を行います。また虐待等が起こった際に、早期発見・対応、保護・支援できるように、関係課及び関係機関とのネットワークで支援する体制の拡充を図ります。			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
子どもの権利擁護・児童虐待防止の啓発	広報啓発活動	3	継続
美浜町要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会 代表者会議の開催回数	3	継続
美浜町民生委員・児童委員協議会との連携	民生児童委員協議会における小中学校、こども園、学童等への訪問回数	3	継続

基本施策 配慮を必要とする児童への施策の充実			
具体的な取組・事業 障害等で支援が必要な子どもや外国につながる子ども等、配慮を必要とする子どもの育ちを支援するため、療育、保育・教育、経済的支援、相談、必要なサービスの利用促進に取り組みます。			
施策・事業	事業実績・点検項目	評価	今後の方針
障害の早期発見・療育・治療の推進	発達相談 延相談数と同じ	3	継続
障害福祉サービスの利用	障害児施設給付費 実績額	3	継続
	放課後等デイサービス 人数	3	継続
	児童発達支援 人数	3	継続
	障害児相談支援給付費 作成件数	3	継続
	心身障害児扶養手当 実績額・対象者	3	継続
特別支援教育の推進	特別学級数 小学校・中学校	3	継続
	特別支援教育就学援助費 実績額 小学校・中学校	3	継続
障害者御坊・日高圏域自立支援協議会	こども部会 開催数	3	継続

2-4 点検結果による第2期計画の課題

① 地域での子育て支援体制の充実

○子育て情報の提供については、子どもの健全な発達や親と子の関係など、保護者のニーズに即した、子育てに関する様々なテーマの講座の実践が求められる。

そのため、「子育てつどいのへや」での子育てに関する様々なテーマの講座を実践することにより、招へいする専門家との相談機会がさらに設けられると思われる。

○放課後児童健全育成事業(学童クラブ)については、令和6年度において公設民営から公設公営に移行、支援を要する児童への対応など、事業全体のより一層の充実が求められている。

② 親子の健康の確保・増進

○すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援を行い、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、切れ目ない相談支援が求められる。

○3歳6か月児健診以降、就学前健診までに発達の程度を診る公的な健診がなく、その過程において集団生活を送る上で求められる社会性や調和的な行動を確認する機会をつくり、必要に応じては、その後の医療、福祉、教育などのフォローアップに早期につなげることができる体制づくりが必要となる。

③ 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実

○ひまわりこども園と小学校との連携強化のため、令和6年度より幼小連携推進委員会が新たに発足、今後は幼から小への円滑な移行が図られることとなる。

④ 子育てを支援する生活環境の向上

○子どもの安全の確保については、美浜町民生委員・児童委員協議会との連携が大切であり、同協議会は積極的に小中学校・こども園・保育所・学童クラブを訪問、子どもたちの近況に関し情報収集を図っているが、子どもを持つ家庭とのコミュニケーションを確保することが課題である。

⑤ すべての親子に対する支援の実施

○児童虐待防止に関する啓発を行い、子育ての悩みを聞き保護者に寄り添い関わることで虐待を未然に防ぐ必要がある。また、児童虐待が起こった際には、早期発見・対応・保護・支援ができるように関係課及び関係機関と連携し支援する体制が重要となる。

これ以外にも、特別な支援を要する児童生徒に対し、町費による支援員を適切に配置することが、教育効果の観点からも引き続き重要である。

3 住民のニーズ

3-1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本調査は、「第3期美浜町子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

3-2 調査概要

①調査仕様

調査対象	①就学前児童の保護者 ②小学生児童の保護者
調査期間	令和6年2月～3月
実施方法	①郵送による配布・回収 ②認定こども園・保育所・小学校を通じた配布・回収

②回収結果

配布別	配布数	回収数	回収率（%）
就学前児童	241	170	70.5%
小学生児童	269	200	74.3%
計	510	370	72.5%

③結果の表示

- 百分比はnを100%として算出し、本文及び図表中では原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。
- 図表によっては「無回答」の表示を省略する場合があります。
- 本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化してあります。
- 過去の調査の際に同様の質問を行っていた場合、経年比較を行っています。5%程度の増減は「やや増加（減少）」、10%程度の増減は「増加（減少）」という言葉を使用しています。

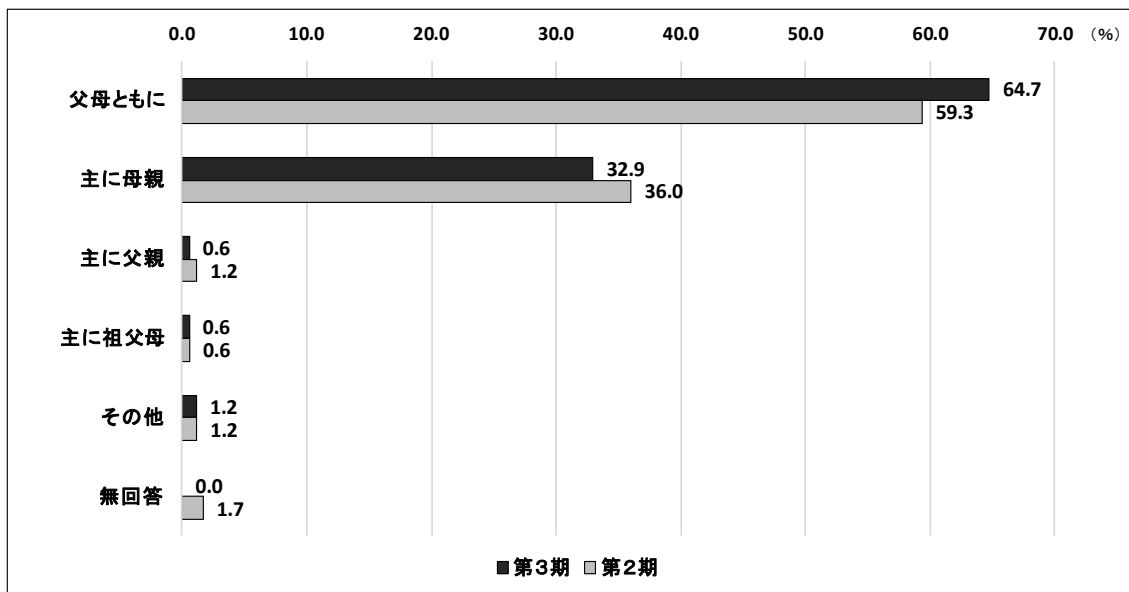
3-3 調査結果の概要

①子育てを主に行っている方(単数回答)

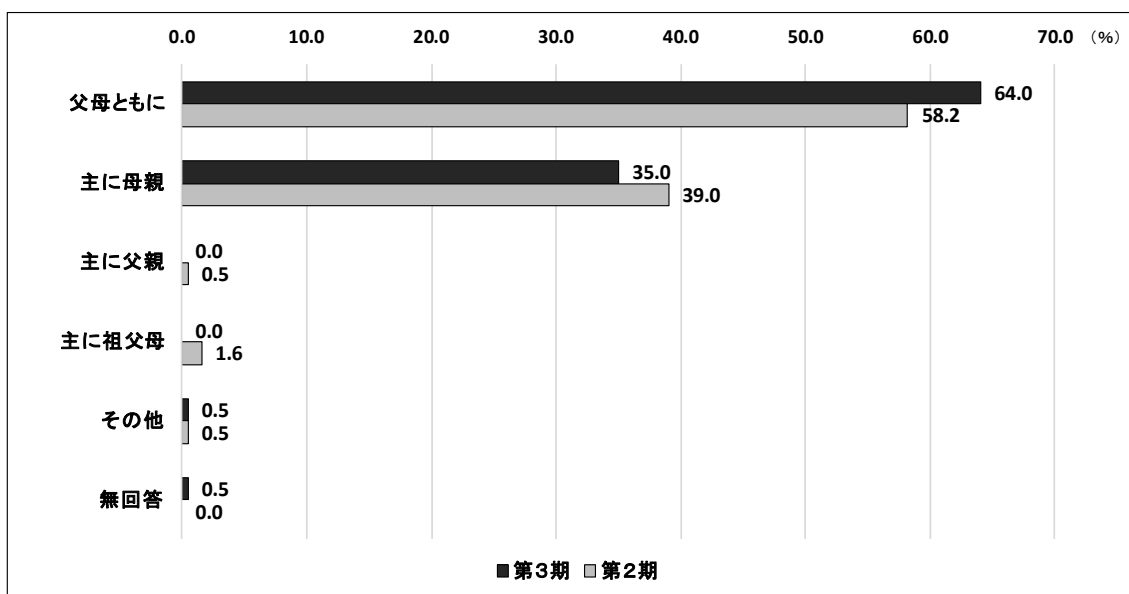
就学前・小学生調査ともに「父母ともに」が最も割合が高くなっています。

第2期調査と比較すると、「父母ともに」は増加、「主に母親」は減少している傾向も、就学前・小学生調査で共通となっています。

【就学前】



【小学生】



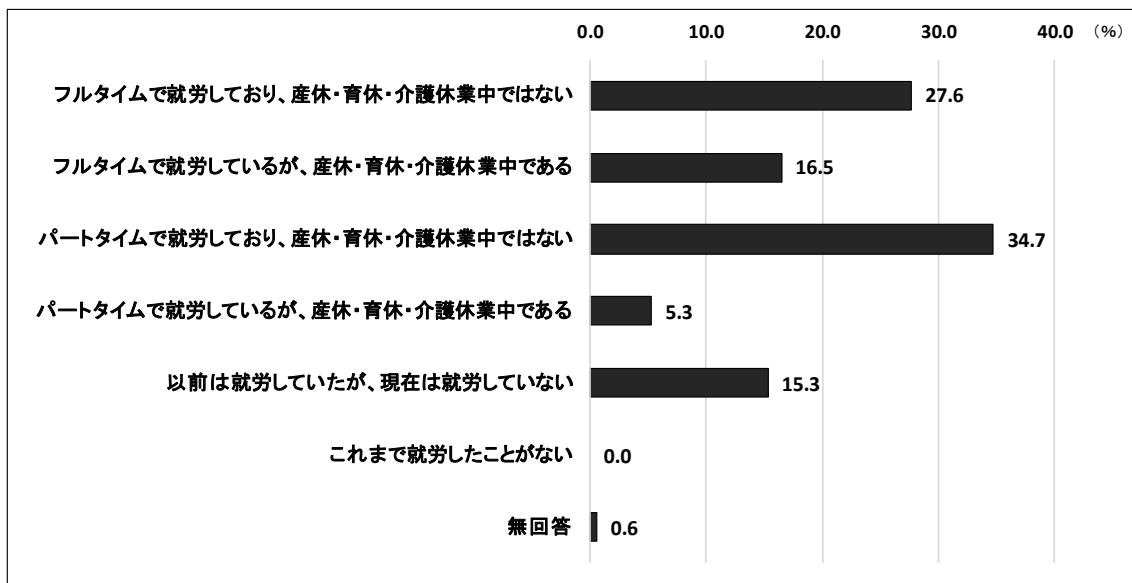
②親の就労状況(単数回答)

■母親の就労状況

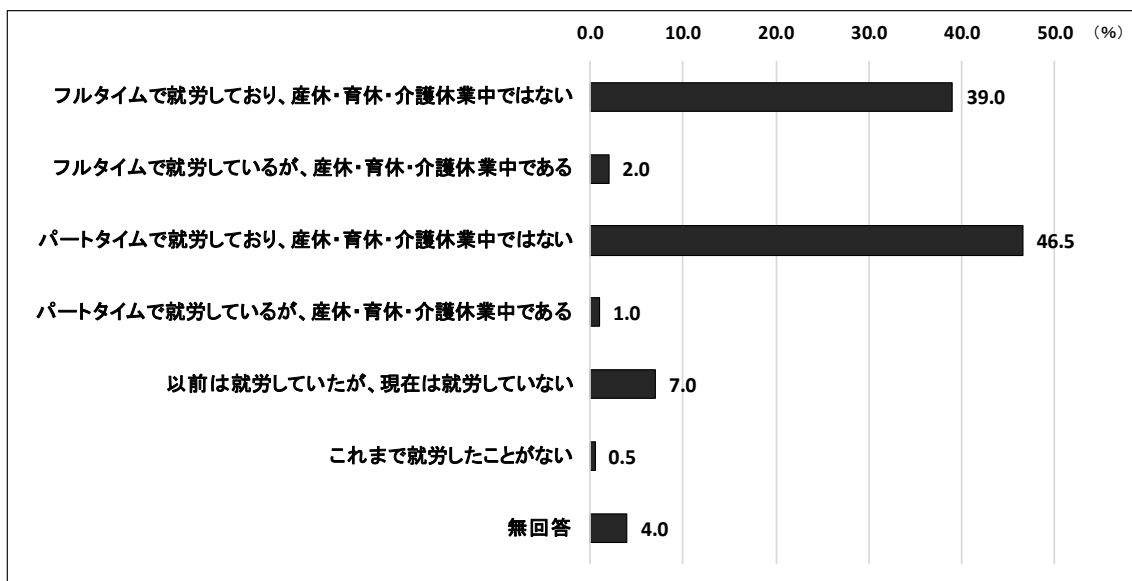
就学前・小学生調査ともに「パートタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も割合が高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と続いています。

また、就学前・小学生調査の「就労していない」の割合を比べると、小学生の方が低くなっています。

【就学前】



【小学生】



■父親の就労状況

父親の就労状況は、就学前・小学生調査ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が高くなっています。(就学前 84.7%、小学生 84.5%)

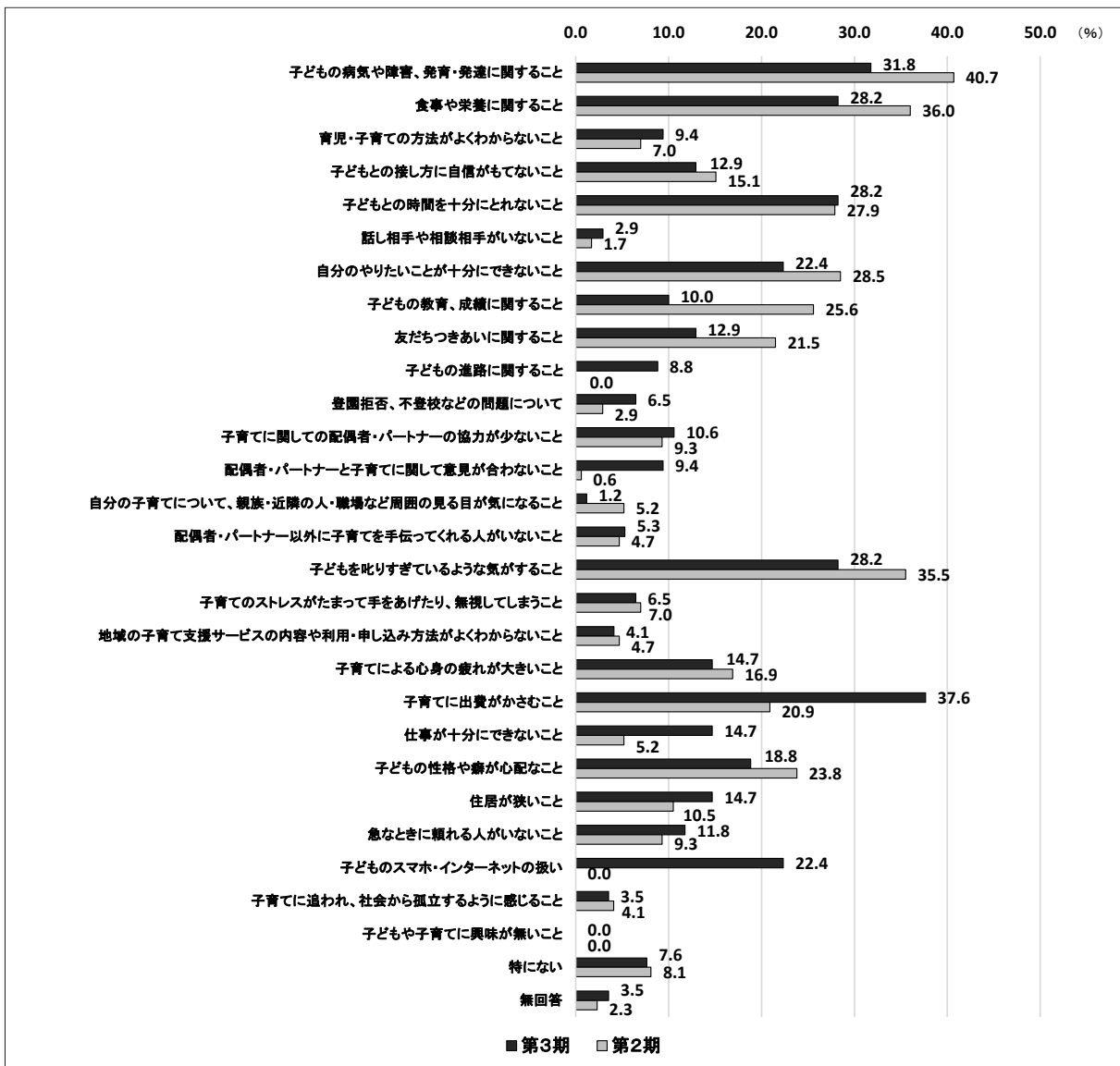
③子育てに関する悩み、気になること(複数回答)

就学前調査で割合が高かった項目は、「子育てに出費がかさむこと」、「子どもの病気や障害、発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること／子どもとの時間を十分にとれないこと／子どもを叱りすぎているような気がする」との順となっています。

小学生調査で割合が高かった項目は、「子どものスマホ・インターネットの扱い」、「子育てに出費がかさむこと」、「子どもを叱りすぎているような気がする」との順となっています。

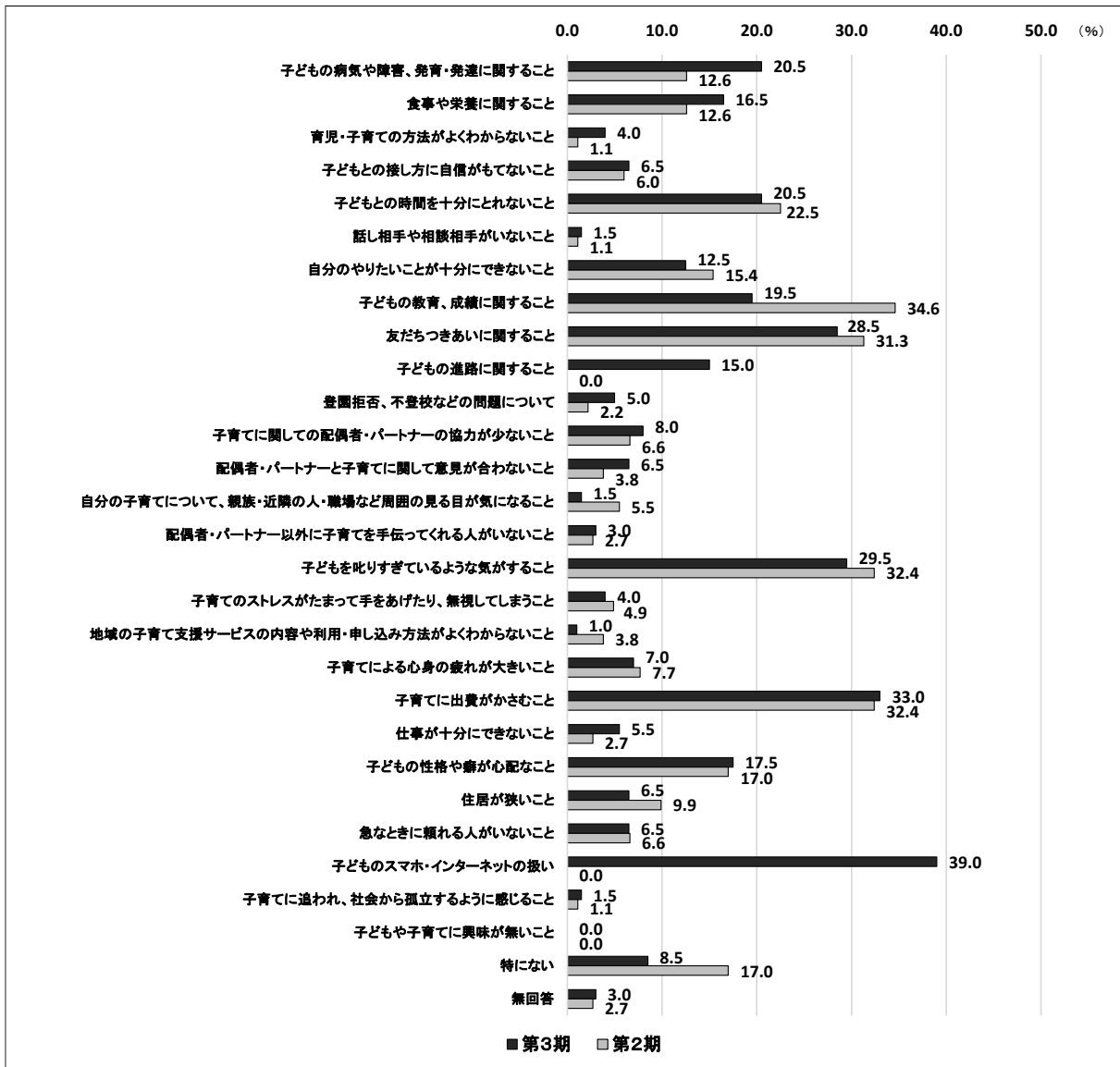
第2期調査と比較すると、就学前調査では「配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと」、「子育てに出費がかさむこと」、「仕事が十分にできないこと」、小学生調査では「子どもの病気や障害、発育・発達に関すること」が大きく増加しています。

【就学前】



※「子どもの進路に関すること」、「子どものスマホ・インターネットの扱い」、「子どもや子育てに興味がないこと」は、第3期調査から新たに追加した項目です。

【小学生】



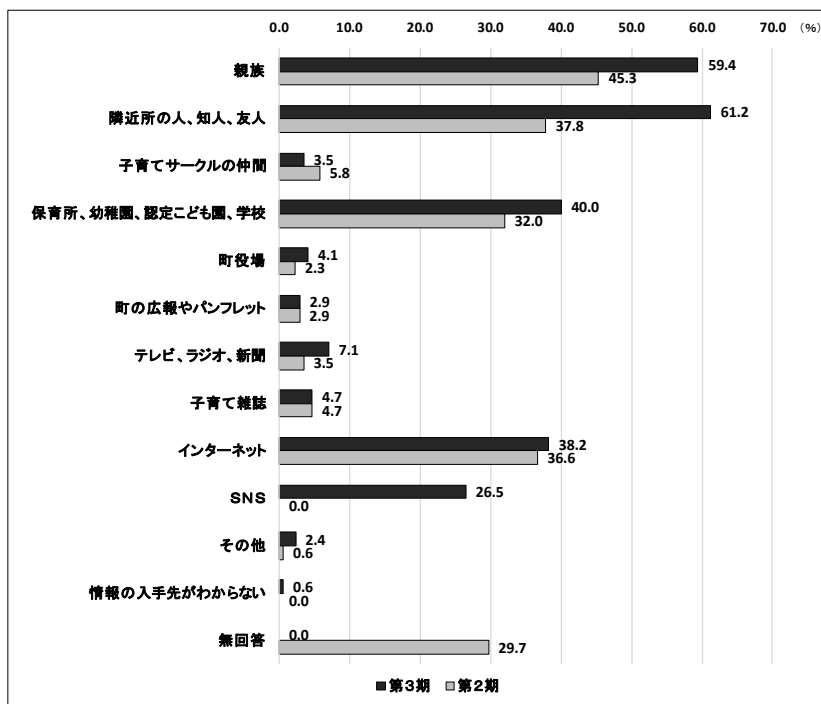
※「子どもの進路に関すること」、「子どものスマホ・インターネットの扱い」、「子どもや子育てに興味が無いこと」は、第3期調査から新たに追加した項目です。

④子育てに関する情報の入手先（複数回答）

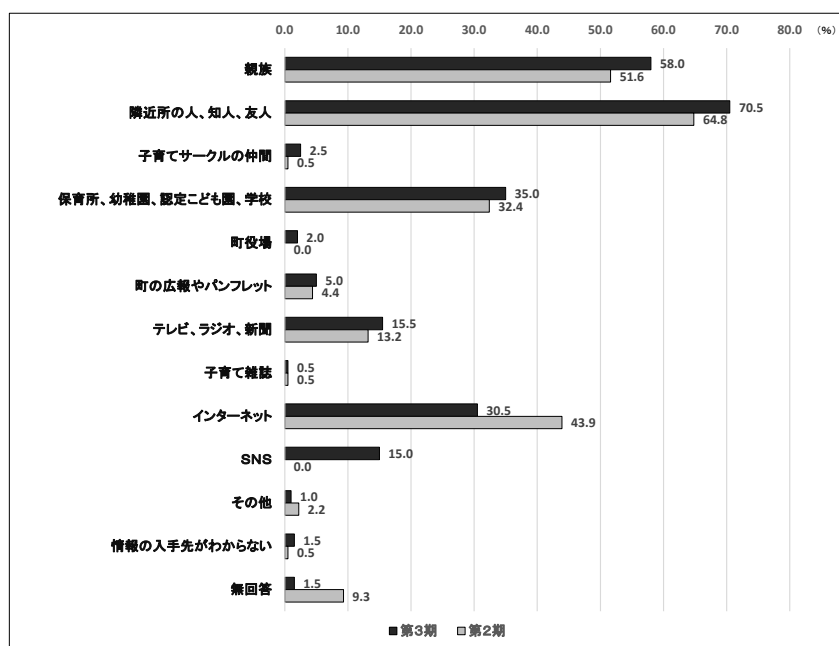
就学前・小学生調査ともに「隣近所の人、知人、友人」が最も割合が高くなっています。

第2期調査と比較すると、就学前・小学生調査ともに「親族」、「隣近所の人、知人、友人」が大きく増加しています。また、小学生調査では「インターネット」が大きく減少しています。

【就学前】



【小学生】



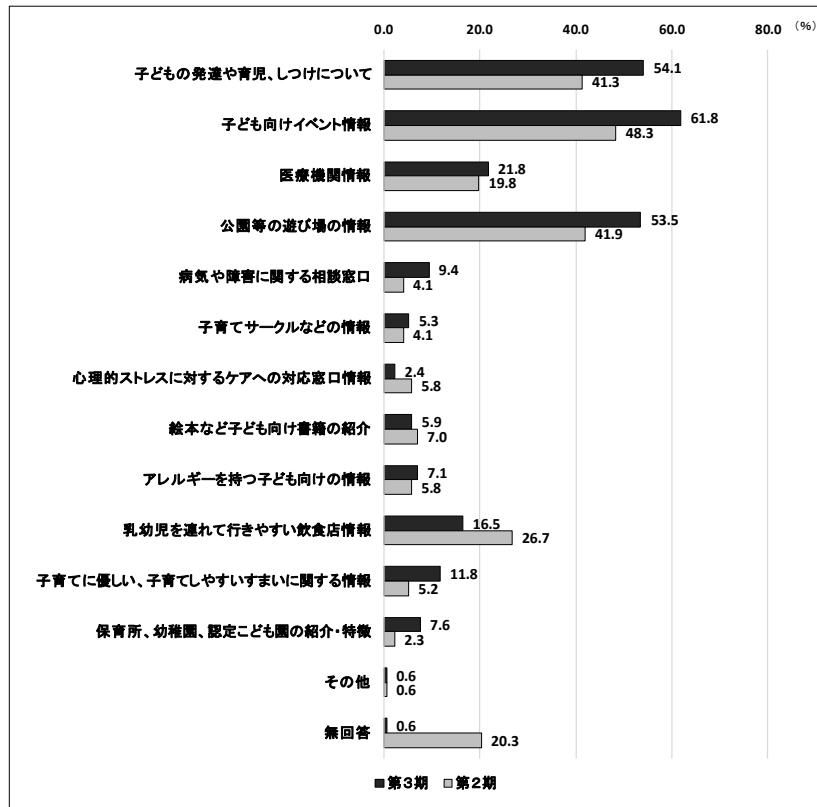
※「SNS」は、第3期調査から新たに追加した項目です。

⑤希望する子育てに関する情報（複数回答）

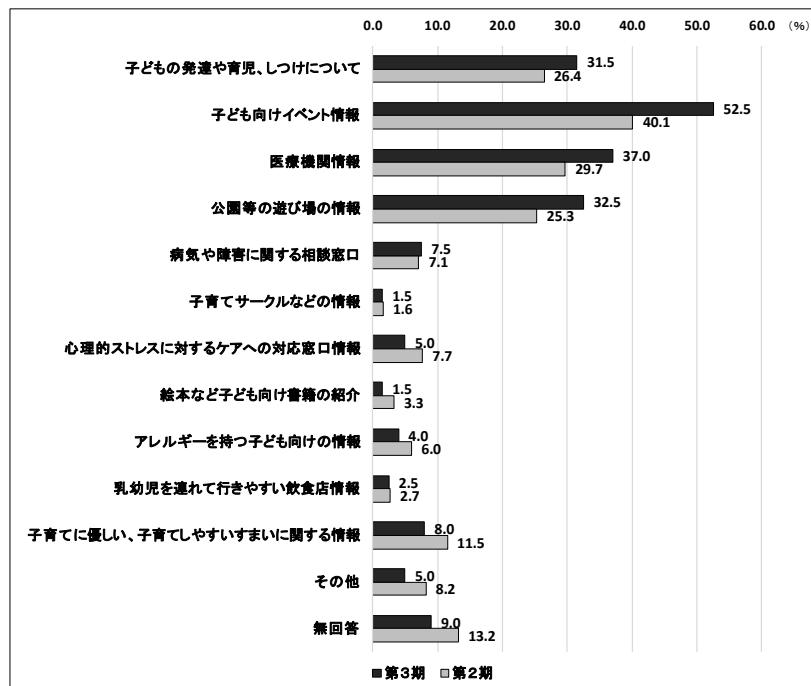
就学前・小学生調査ともに「子ども向けイベント情報」が最も割合が高くなっています。

第2期調査と比較すると、就学前・小学生調査ともに「子どもの発達や育児、しつけについて」、「子ども向けイベント情報」、「公園等の遊び場の情報」が大きく増加しています。

【就学前】



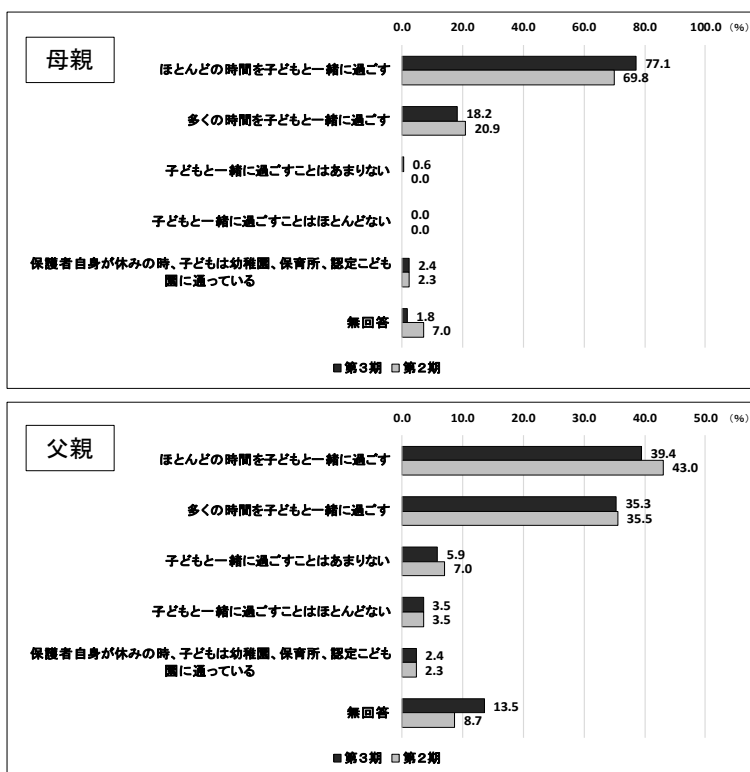
【小学生】



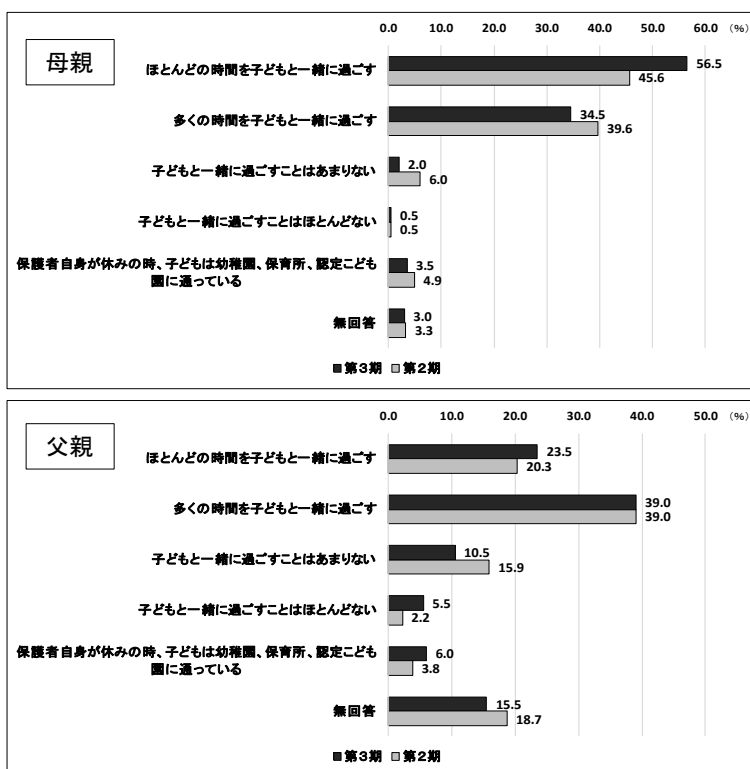
⑥保護者が休みの日の子どもとの過ごし方(単数回答)

就学前調査では、母親・父親ともに「ほとんどの時間を子どもと一緒に過ごす」が最も割合が高くなっていますが、小学生調査では母親は「ほとんどの時間を子どもと一緒に過ごす」が、父親は「多くの時間を子どもと一緒に過ごす」が最も割合が高くなっています。また、「ほとんどの時間を子どもと一緒に過ごす」の割合では、就学前調査と比べ小学生調査で割合が低くなっており、子どもの年齢が上がるにつれ、一緒にいる時間は少なくなっている傾向がみられます。

【就学前】



【小学生】

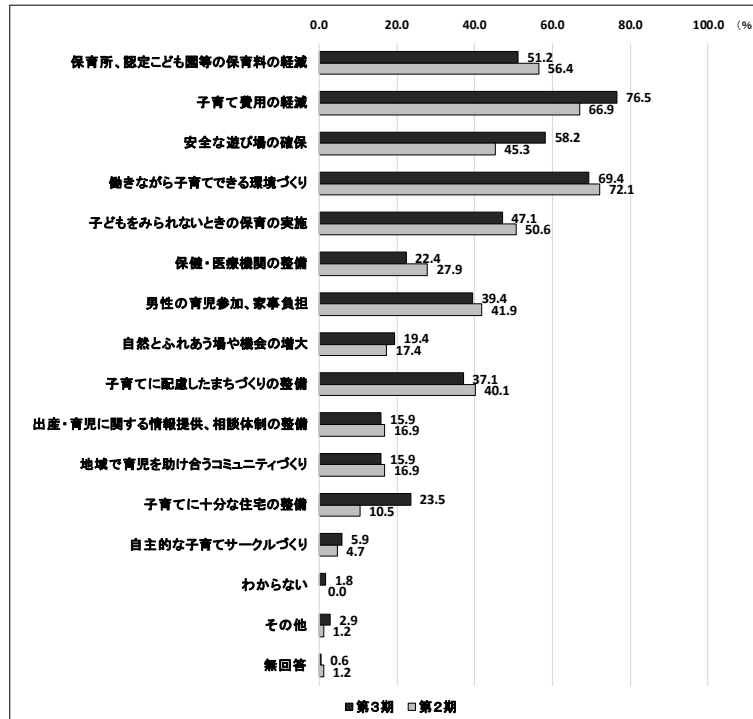


⑦ 出産や育児がしやすい社会になるために必要なこと(複数回答)

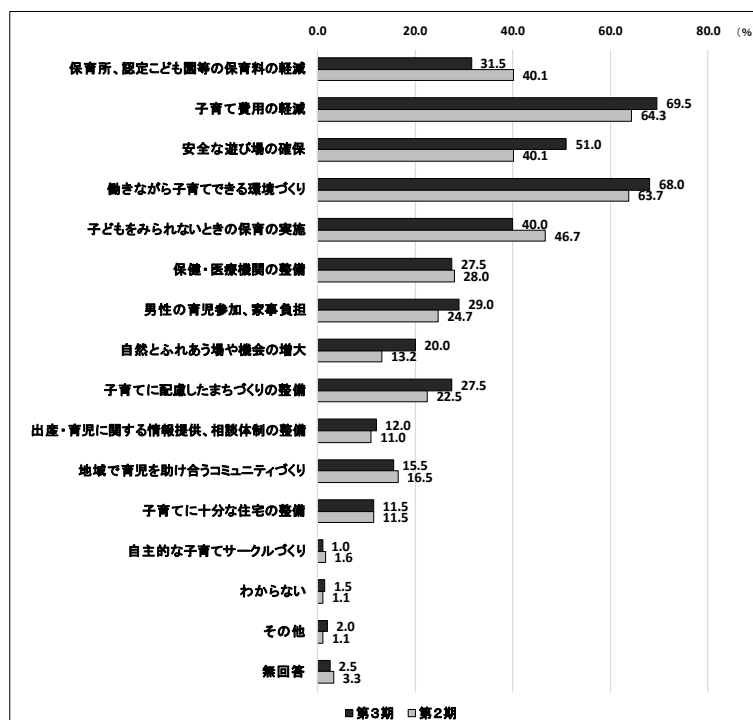
就学前・小学生調査ともに「子育て費用の軽減」が最も割合が高く、次いで「働きながら子育てできる環境づくり」の順となっています。

第2期調査と比較すると、就学前調査では「子育てに十分な住宅の整備」、小学生調査では「安全な遊び場の確保」が他と比べ大きく増加しています。

【就学前】



【小学生】

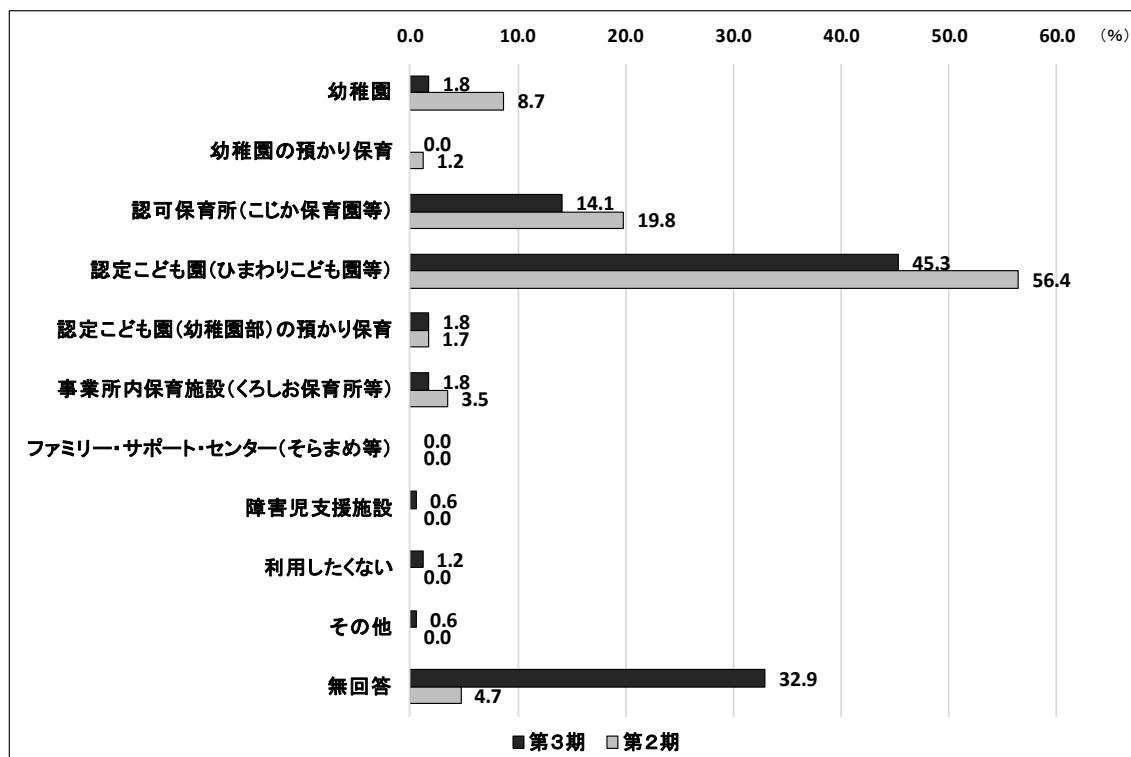


⑧定期利用したい事業(複数回答)(就学前調査から抜粋)

定期利用したい事業は、「認定こども園(ひまわりこども園等)」が最も割合が高く、次いで「認可保育所(こじか保育園等)」、「幼稚園」の順となっています。

第2期調査と比較すると、「認定こども園(ひまわりこども園等)」、「認可保育所(こじか保育園等)」の利用意向が低い割合となっています。

【就学前】



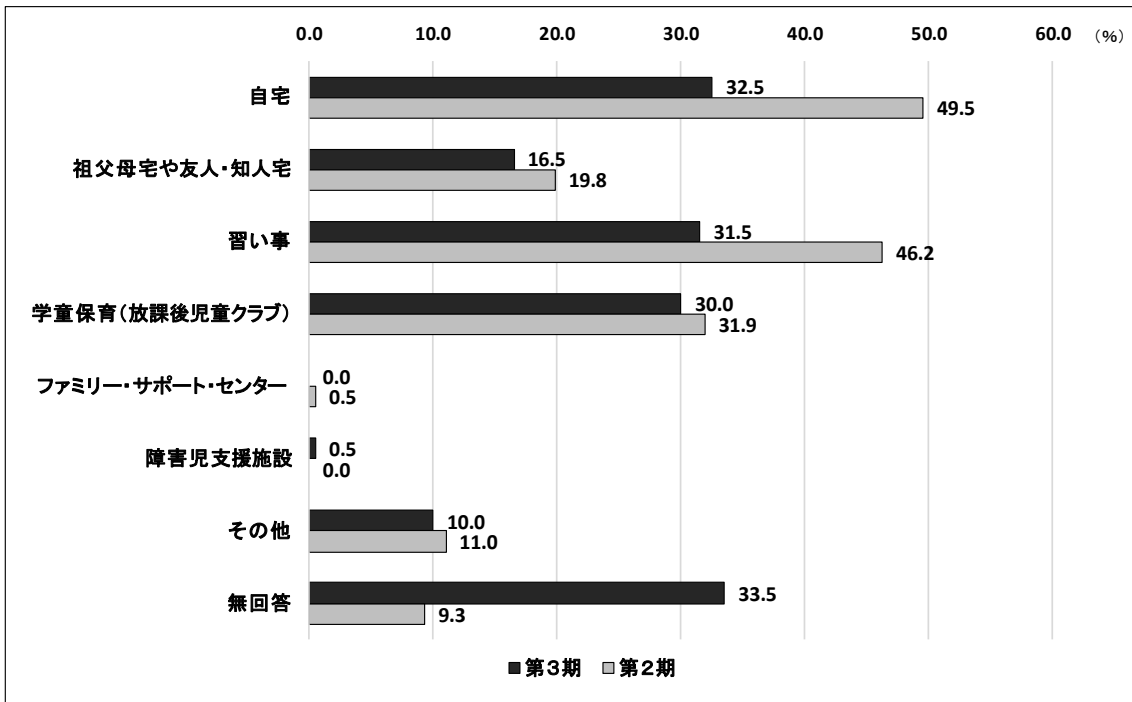
※「障害児支援施設」は、第3期調査から新たに追加した項目です。

※第2期は、第1希望の割合です。

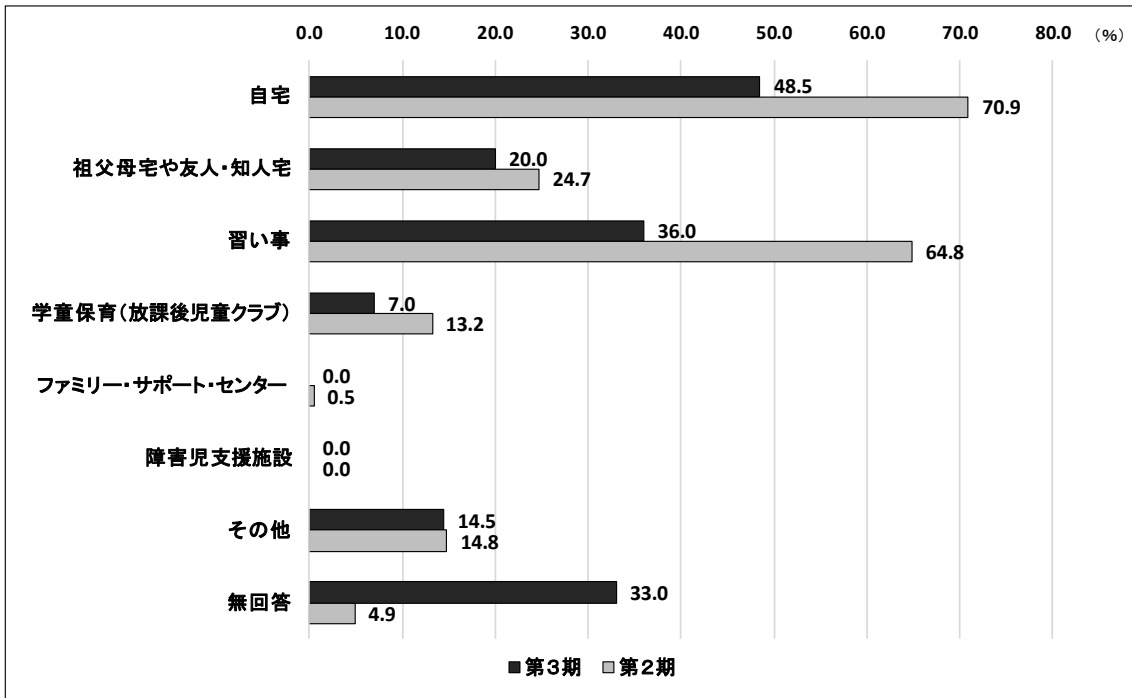
⑨放課後に過ごさせたい場所(複数回答)(小学生調査から抜粋)

低学年・高学年ともに、「自宅」が最も割合が高く、次いで「習い事」の順となっています。

【小学校低学年(1~3年生)の時期に過ごさせたい場所】



【小学校高学年(4~6年生)の時期に過ごさせたい場所】



※「障害児支援施設」は、第3期調査から新たに追加した項目です。

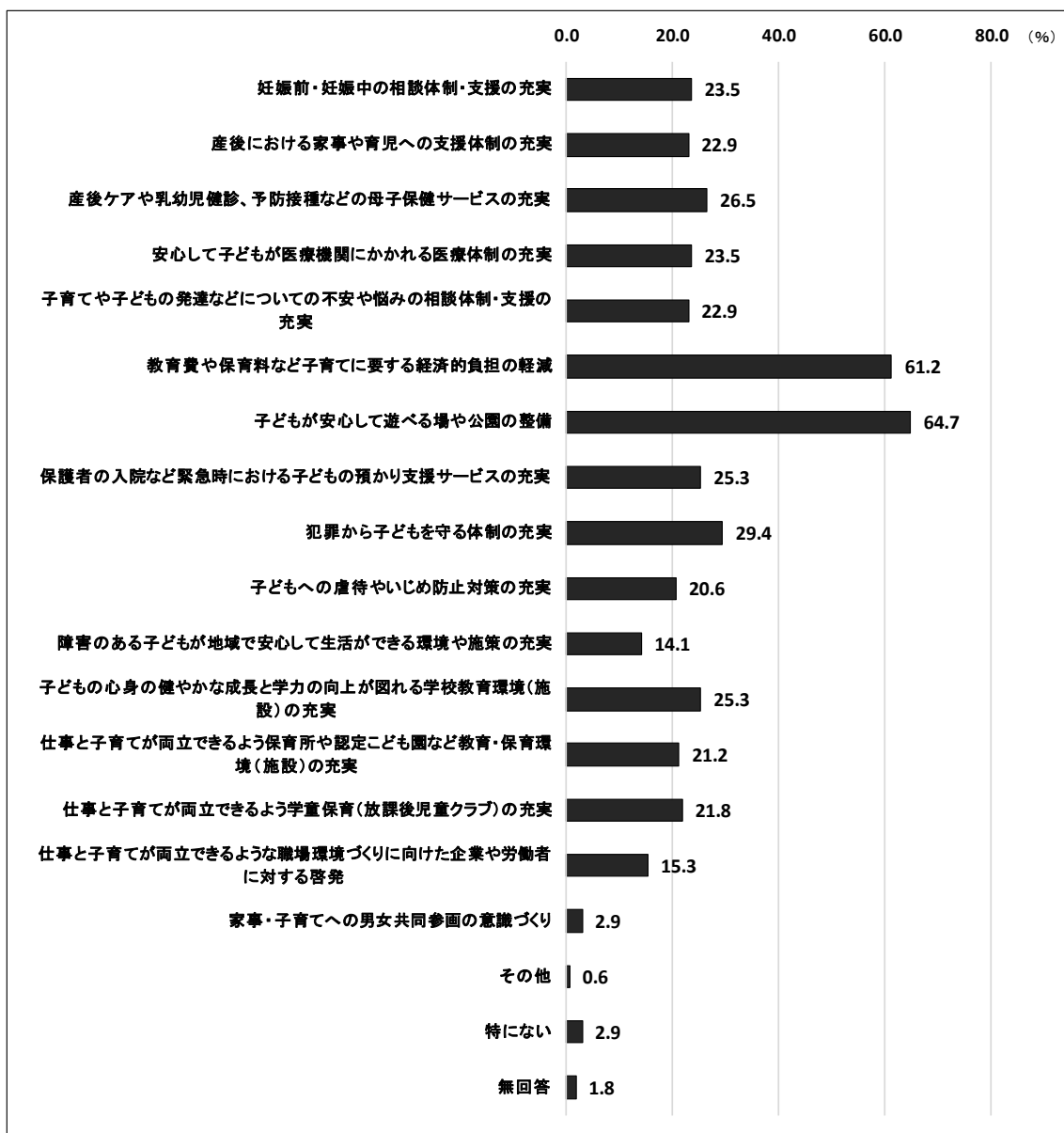
⑩子育て支援施策に期待すること・重要なこと(複数回答)

就学前調査で割合が高かった項目は、「子どもが安心して遊べる場や公園の整備」、「教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減」、「犯罪から子どもを守る体制の充実」の順となっています。

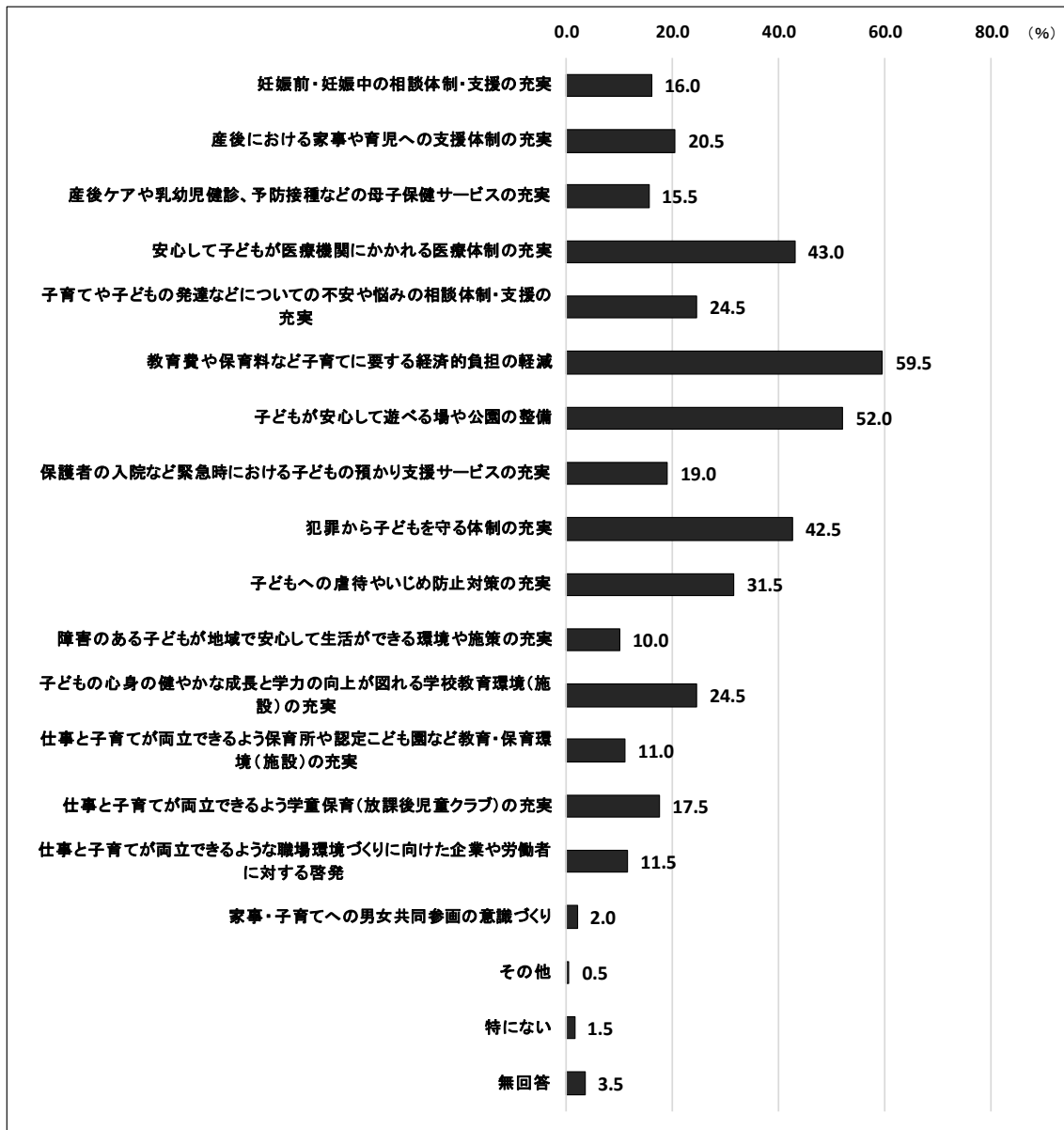
小学生調査で割合が高かった項目は、「教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減」、「子どもが安心して遊べる場や公園の整備」、「安心して子どもが医療機関にかかる医療体制の充実」の順となっています。

就学前・小学生調査ともに「子どもが安心して遊べる場や公園の整備」「教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減」が共通で高い割合となっています。

【就学前】



【小学生】



4 第3期計画策定の方向

『地域みんなでの子育て』

- 先人が培ってきた賢い子育てに学び、さらには子育て経験者の知識について、それらを出産期や子育て中の親に伝えていくよう交流を深めていくことが大切です。
- お産をする母親には、妊娠期から保健師が寄り添い、お産の不安を払拭できるようにしていく必要があります。
- 出産後、退院してからも保健師が訪問しているので、授乳や新生児時期の悩み事に寄り添い、産後ケアの部分で対応できるようにしていくことが大切です。
- 核家族化により、産後助けてもらえる家族が近くにいない等、現代では、パートナーが育児を手伝ってくれず1人ですべての育児を行う「ワンオペ育児」があるともいわれます。そうならないよう、周りの人たちに助けをもらい、様々な人とのつながりを持ちながら子育てをし、子どもたちも多くの人と関わり、こころが育っていくようにしていくことが求められます。
- 共働きで時間に余裕のない生活を強いられ、子育てに余裕がない状況が、虐待につながることも考えられます。ファミリーサポートなどの支援のさらなる活用が望まれます。
- 相手の気持ちを理解できるいじめのない学校生活を送れるよう、“三つ子の魂百まで”といわれており、この時期には、様々な経験や出会いが必要と考えられます。そうした機会を多く提供して、モラルを身につけた子どもへの成長を支援する必要があります。道徳教育を大切にして、ルールを学び、モラルなどを身につけておけば、その子どもが大きくなったとき、ルールを教える親になれると考えられます。
心が育つ教育が必要になります。そのためには、文化に触れ、人とつながりを多く持つことが大切です。
- 本町はカナダ移民のまちとして、こども園から中学校卒業まで、英語教育の充実に重点を置いており、中学校卒業時には、ある程度の会話やリスニングができるようになるよう努めています。
- 子どもと親に寄り添う、子育て世代包括支援センターの役割の拡大が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援をめざし、取組を進めていくものです。

また、地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、美浜町が地域の実情に応じて実施していく支援の内容です。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「こどもの最善の利益」が実現される地域社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするのが重要であることが示されています。

一方で、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりが重要となっています。

いつの時代にも子どもは「社会の宝」であり、尊い「財産」であり、未来への「希望」です。すべての子どもはかけがえのない存在として、その尊厳が守られ、また、子どもたちが心豊かな人間性を備え、伸び伸びと育っていくために、子どもの育ちにとって何が望ましいのかを第一に考えることが求められています。

こうした認識にたち、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、「美浜町子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域ぐるみで支援していくこととします。

美しく豊かな自然や地域の人材などの資源を生かし、地域に根ざした特色ある教育・保育を推進するとともに、子育てを支え、お互いを支え合う町民の自主的な活動の一層の活発化を促す取組をさらに進めていきます。

令和5年12月22日のこども大綱では、～「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」～「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会づくりをめざすとしています。

本町では、この計画を「こども計画」につながるものと位置づけるとともに、本計画の基本理念を家族と地域の関係に焦点をあて、次のように定めます。

子ども一人ひとりを大切に
子どもの育ちと子育てを 地域みんなで支え合うまち みはま

2 基本目標

第3期子ども・子育て支援事業計画の基本目標を次のとおり定め、この基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 安心して出産、育児ができる途切れのない支援の提供

安心して出産、育児ができるよう妊娠期から子育て期まで、それぞれのライフステージにおける途切れのない支援を行います。

また、生涯にわたって親子がともに健康で暮らすことができるよう、母子保健対策をはじめ、健康づくり等の対策を進めます。

そして、子育て家庭の保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、身近な地域における相談できる場の確保、交流の場の充実、地域と子ども・子育て家庭との関係づくりを図るなど、地域団体や地域住民等と連携し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支えていくことができる体制づくりを推進します。

基本目標2 子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくり

子どもが次代の担い手として、自らの人生の主演として夢と希望を持ち、主体的に学び、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みの計画的な達成に向けての取組を進めるとともに、質の確保を図ります。

また、義務教育9年間を見通した連続性のある教育内容の充実と魅力ある学校づくりに努めるとともに、子どもの自己肯定感が高まる環境づくりに取り組みます。

そして、思春期における心身の健康の向上のために、必要な知識や態度を身につけるとともに、情報リテラシー（情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力）の向上や健康について前向きに考えていけるよう、思春期特有の心のケアの充実や命の大切さの理解促進に努めます。

※自己肯定感：自己を尊重し、自身の価値を感じることができ、自身の存在を肯定できる力。

ありのままの自分自身を認められる感覚。

他人と比べることなく、自分をかけがえのない存在として肯定する。

基本目標 3 配慮が必要な子どもとその家庭への支援

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、子どもは生まれながらに権利の主体であることを社会全体に周知啓発します。

自立や集団参加に向けて個別の教育的ニーズがある子どもやその家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、その体制や情報提供の充実を図ります。

また、児童虐待の防止、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、障害のある子どもと家庭への各種福祉サービスの充実など、配慮を必要とする子どもと家庭を支える取組を推進します。

基本目標 4 安全・安心に子育てができる環境づくり

すべての子育て家庭がゆとりある職業生活を送れ、家庭生活や地域生活との調和を図れるよう、ワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備に努めます。

また、交通事故や犯罪から守られ、子どもや子育て家庭が安全・安心に暮らせる生活環境の整備を進めます。

加えて、地域における遊びや交流の場、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

さらに、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。

そして、地域全体でのネットワーク機能によって、子どもの見守りや子どもが声をあげやすい環境づくりにつながるような取組を進めます。

3 SDGs の推進

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ(行動計画)」に基づき、令和 12(2030)年を期限として設定された、17のゴール(目標)と169のターゲットで構成される国際目標です。

SDGsの基本的な考え方は、「経済・社会・環境」の3つの側面のバランスが取れた持続可能な社会をつくることにあり、総合的な取組を進めていくことが求められます。

国は、平成 28(2016)年12月、「SDGs実施指針」を決定し、持続可能で強靱かつ誰一人取り残さない、「経済・社会・環境」の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざしています。

私たちの日々の生活は、国境や地域を超えて密接に関連しており、SDGsの取組を進めることは、より良い世界や「未来につながるまちづくり」につながります。

子ども・子育て施策の推進にあたっては、SDGsの視点を重視し、各施策と17のゴール(目標)を関連づけ、国や県、近隣市町をはじめ、多様な関係者と連携しながら、総合的な取組を積極的に進めることにより、持続可能なまちづくりを進めていきます。

【SDGs(持続可能な開発目標)】



【SDGsの17のゴール(目標)】

目標	内容
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困】</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓】</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【保健】</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【教育】</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【ジェンダー】</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【水・衛生】</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【エネルギー】</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【インフラ・産業化・イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【不平等】</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくると使ったら減らす循環</p>	<p>【持続可能な消費と生産】</p> <p>持続可能な消費と生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【気候変動】</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>【海洋資源】</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>【実施手段】</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

4 計画の施策体系

基本目標	施 策
基本目標1 安心して出産、育児ができる 途切れのない支援の提供	施策1-1 途切れのない支援
	施策1-2 相談支援体制の充実
	施策1-3 家庭・地域での教育力の向上
基本目標2 子どもが心身ともに健やかに 成長できる環境づくり	施策2-1 教育・保育事業の充実
	施策2-2 魅力ある学校づくり
	施策2-3 思春期保健対策の充実
基本目標3 配慮が必要な子どもとその家庭 への支援	施策3-1 子どもの権利擁護の推進
	施策3-2 ひとり親家庭への支援
	施策3-3 障害のある子どもとその家族への支援
	施策3-4 その他福祉的な課題がある子どもと家庭への支援
基本目標4 安全・安心に子育てができる 環境づくり	施策4-1 子育てと仕事の両立
	施策4-2 子どもの安全の確保
	施策4-3 子育てに配慮した環境づくり
	施策4-4 子育てへの経済的支援
	施策4-5 地域全体での子どもの見守り



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 安心して出産、育児ができる途切れのない支援の提供

安心して出産、育児ができるよう妊娠期から子育て期まで、それぞれのライフステージにおける途切れのない支援を行います。

また、生涯にわたって親子がともに健康で暮らすことができるよう、母子保健対策をはじめ、健康づくり等の対策を進めます。

そして、子育て家庭の保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、身近な地域における相談できる場の確保、交流の場の充実、地域と子ども・子育て家庭との関係づくりを図るなど、地域団体や地域住民等と連携し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支えていくことができる体制づくりを推進します。

施策1-1 途切れのない支援

施策	内容	担当課
(1) 母と子の一貫した健康管理	母と子の一貫した健康管理と健康の保持・増進に役立てられるよう、母子健康手帳の活用について啓発します。また、保健師との全数面談を行い、早期に母親等の状況を把握することにより、必要な支援につなげていきます。	子育て健康推進課
(2) 妊婦健康診査の受診促進	妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査について受診の促進を図ります。また、健診結果をもとに、必要に応じて妊娠期からの早期支援を行います。	子育て健康推進課
(3) 乳児家庭全戸訪問事業の推進	出産後に助産師、保健師の訪問を行うことによって、悩み・不安の軽減に寄与し、各家庭に合わせた相談・指導を行います。また、事業の周知に努めます。	子育て健康推進課
(4) 乳幼児健康診査の推進、乳幼児健康診査未受診者への対策強化	乳幼児発達のポイントとなる時期に健診を実施することによって、乳幼児及び保護者に対し疾病の早期発見、支援等を行います。	子育て健康推進課
(5) 産後ケア事業の実施	出産直後からおおむね1歳までの乳幼児を持つ母親に対し、助産師等の看護職が中心となり、助産所または利用者の居宅に訪問し保健指導、ケアを行うことで、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援するとともに、啓発に努めます。	子育て健康推進課

施 策	内 容	担当課
(6) こども家庭センターでの支援	こども家庭センターにおいて、こどもとその家庭、そして妊産婦に対して、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を提供します。	子育て健康推進課
(7) 保護者の健康づくりの推進	乳幼児健診や教室参加時、保育所・認定こども園・幼稚園にて保護者対象の健診の受診勧奨や健康づくりに関するチラシを配布するなど、啓発を行います。	子育て健康推進課

施策1-2 相談支援体制の充実

施 策	内 容	担当課
(1) 母子保健事業を通じての乳幼児相談、発達相談等	母子保健事業の際に常時相談を受け付け、医療機関や専門機関と連携し、相談の充実を図ります。	子育て健康推進課
(2) 子育ての楽しさのPR	健診や教室での機会において、子育てへの悩み・負担の軽減を図るとともに、冊子やチラシを用いて子どもへの関わり方を伝え、子育てが楽しいと思えるような工夫を凝らします。	子育て健康推進課 ひまわりこども園
(3) ホームページ、広報「みはま」の充実	児童や保護者の多様な課題に対応するため、各種相談窓口・機関に関する情報についてホームページや広報「みはま」への掲載内容の充実を図ります。	関係各課

施策1-3 家庭・地域での教育力の向上

施 策	内 容	担当課
(1) 保護者の学びの支援	保育所や認定こども園、こども家庭センター、町役場等をはじめとする子育てに関する関係課が連携し、子育て相談・情報提供体制の充実に努め、保護者が家庭の役割を認識できるようにするとともに、子育てについての知識等を深められるよう、啓発や学習機会の提供に努めます。	子育て健康推進課 ひまわりこども園
(2) 地域の学びの支援	児童の健全育成を推進していくため、子どもの遊び場を確保し、子どもたちがいつでも楽しく、安全に遊び・活動できる場の充実を図ります。また、公民館・図書館事業や自然ふれあい事業等子どもたちが親や地域の人と一緒に体験する場、ふれあう場、交流の場づくりを進めます。 自ら主体的に判断して行動する問題解決能力や思いやりの心などの豊かな人間性が育まれるよう、家庭や地域の教育力の向上を図ります。	子育て健康推進課 ひまわりこども園 教育課

施 策	内 容	担当課
(3) 子ども関係団体の活動やスポーツ少年団活動の促進	子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、また、社会性を身につけられるよう、様々な機会をつうじて情報発信や啓発活動を行うとともに、母親子どもクラブ等の地域活動への支援やスポーツ少年団等に対する活動支援の充実を図ります。	教育課
(4) 有害環境の浄化等の活動促進	地域や関係機関等との連携により、スマートフォンをはじめ複雑・多様化する時代に合わせた有害環境の浄化等の活動を促進します。	教育課

基本目標2 子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくり

子どもが次代の担い手として、自らの人生の主演として夢と希望を持ち、主体的に学び、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みの計画的な達成に向けての取組を進めるとともに、質の確保を図ります。

また、義務教育9年間を見通した連続性のある教育内容の充実と魅力ある学校づくりに努めるとともに、子どもの自己肯定感が高まる環境づくりに取り組みます。

そして、思春期における心身の健康の向上のために、必要な知識や態度を身につけるとともに、情報リテラシー（情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力）の向上や健康について前向きに考えていけるよう、思春期特有の心のケアの充実や命の大切さの理解促進に努めます。

施策2-1 教育・保育事業の充実

施策	内容	担当課
(1) 総合的な教育・保育の推進	<p>子育て家庭が安心して子どもを預けられるよう、様々な保育サービスの実施を推進するとともに、子どもたちが保育施設で安全に健やかに過ごせるように、保育の質の向上に努めます。</p> <p>幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に努めます。</p>	ひまわりこども園
(2) 校種間の連携と交流	<p>幼稚園・保育所・認定こども園、小学校・中学校など異なる校種間での行事や子ども同士の交流、教職員間の連携を図ります。</p> <p>また、義務教育9年間を見通した連続性のある教育内容の充実に努めます。</p>	教育課 ひまわりこども園
(3) 食育の推進	<p>家庭における食生活の大切さや乳幼児期からの望ましい食習慣の定着のための啓発を進めます。また、地域と連携した食育活動についても推進していきます。</p> <p>認定こども園等においても、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標として食育を推進します。日々の生活と遊びを通して、園児自らが意欲を持って食に関わる体験を積み重ねることにより、食べることを楽しみ、食事を楽しむよう成長していくことをめざします。</p>	子育て健康推進課 ひまわりこども園
(4) 障害児保育の推進	<p>障害のある子どもに必要なサポートや支援をしながら、可能な限り同じ環境で学び合えるような保育を進めます。</p>	ひまわりこども園

施策2-2 魅力ある学校づくり

施策	内容	担当課
(1) 地域の特色を生かした取組の推進	PTAや各地域団体との連携を密にとり、子どもの健全育成に向け、定期的な情報交換を行うとともに、学校便り等により、地域に積極的に情報発信し、地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をつくりながら、子どもの健全育成に向けた取組を進めます。	教育課
(2) 学習意欲・活用する力の向上と学習習慣の確立	特色ある授業づくりを通して子どもの確かな学力の定着を図るとともに、活用する力や学習意欲の向上を図ります。 ICTの活用を進めるとともに、家庭も含めた学習習慣の定着に努めます。	教育課
(3) 学校等の組織力と教職員の資質向上	教職員が日々の研究と研修を通して、相互に資質を高め合い、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図ります。 さらに、研修について系統立て、教職員を育成するシステム構築をより進めていきます。	教育課 ひまわりこども園
(4) 発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進	児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、町内企業との連携等によりキャリア教育の実施に努めます。	教育課
(5) 環境教育等の推進	環境問題について自ら調べ学習を行ったり、教科横断的に環境問題について考える学習の場を提供します。 また、SDGs など現代社会の主題に対応するとともに、ICT の効果的な活用を進め、教科横断的な学習の研究に努めます。	教育課
(6) ふるさと教育の推進	ふるさとへの愛着と誇りを持ち、地域の将来を考えられる子どもを育成するため、地域人材や地域の教育資源を活用しながら地域の課題を発見・解決していく力を身につける学習を推進します。 地域の人々とのふれあいを深め、思いやりのある人間性豊かな児童生徒を育てます。 地域の歴史や文化財等の理解と尊重するところを育成します。	教育課

施 策	内 容	担当課
(7) 学校における児童・生徒指導の推進	問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、小・中学校での指導や相談対応の充実を図ります。 さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用し、教育相談を行います。	教育課
(8) 自己肯定感を高める環境づくり	学級やグループで課題を設定し、自ら考え、自分から取り組むなどの主体的な学びや友達との話し合いなどの他者との協働等を行っていけるような自己肯定感を高める環境づくりに努めます。	教育課
(9) 施設の整備・充実	子どもたちが安全かつ快適に過ごせるよう、教育施設の設備整備・充実に努め、開かれた環境にしていきます。	教育課

施策2-3 思春期保健対策の充実

施 策	内 容	担当課
(1) 健康について前向きに考えていけるような指導の推進	必要な知識や態度を身につけ、情報を自ら得るとともに、健康について前向きに考えていけるような指導に努めます。 母性・父性の意識を高め、命の尊さを学びながら、自分自身を大事にする心を育むことを目的としていきます。 また、性教育の推進や未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用の防止、心身の悩み相談などについて、学校・子育て健康推進課で連携を図りながら取り組みます。	子育て健康推進課 教育課
(2) 情報活用能力の育成	インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、正しい情報を得て、適切な判断ができる力を育むため、小・中学校において、児童・生徒の情報活用能力の育成を図ります。	教育課
(3) 情報モラルの育成	情報モラルの育成に努め、家庭・地域と連携した取組を推進します。	教育課

基本目標3 配慮が必要な子どもとその家庭への支援

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、子どもは生まれながらに権利の主体であることを社会全体に周知啓発します。

自立や集団参加に向けて個別の教育的ニーズがある子どもやその家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、その体制や情報提供の充実を図ります。

また、児童虐待の防止、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、障害のある子どもと家庭への各種福祉サービスの充実など、配慮を必要とする子どもと家庭を支える取組を推進します。

施策 3-1 子どもの権利擁護の推進

施策	内容	担当課
(1) 子どもの人権問題に関する啓発・教育の推進	子どもに対する虐待やいじめなど、様々な子どもの人権に関する問題や「児童の権利に関する条約」の内容、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）などについて、町の広報等をつうじて、様々な機会をつうじて情報発信や啓発を進めます。	住民課 教育課
(2) 児童虐待の通告義務や通告先についての周知	「児童虐待防止法」や通告義務等について、町の広報紙やホームページ、パンフレット等の媒体を活用して多くの住民の目に留まるように周知します。	子育て健康 推進課
(3) 対象児童・家庭の早期発見・把握	幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校において、職員に対しての研修を行うとともに、教職員と教育委員会、各連携機関との情報共有などに努めます。 また、早期からの支援が行えるよう乳幼児健診や各種訪問事業等を通じた保護者や子どもの状況把握に努め、必要に応じて、相談や支援につなげます。	子育て健康 推進課 教育課 ひまわりこども園
(4) DV防止に向けた啓発、DV相談、DV被害者の一時保護等の推進	広報活動等をつうじて、DVに関する内容の普及や啓発活動に努めるとともに、DVに関する相談や状況に応じて関係課やこども家庭センター等関係機関と連携を図ることにより、被害者及びその子どもの一時保護等の対応を円滑に行います。	住民課 子育て健康 推進課

施策 3-2 ひとり親家庭への支援

施策	内容	担当課
(1) 相談・自立支援体制の充実	ひとり親家庭等、自立支援が必要な家庭に対しては、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知及び支援が必要な家庭の把握についての体制を強化します。	住民課 子育て健康 推進課 教育課

施策 3-3 障害のある子どもとその家族への支援

施策	内容	担当課
(1) 障害の早期発見	幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校との連携を図り、発達に遅れなどのある子どもの早期発見や早期対応に努めます。	子育て健康 推進課 教育課 ひまわりこども園
(2) 障害についての正しい知識の理解	住民に対し、障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めるとともに、義務教育において「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、学年を超えた交流を図り、校種間はもとより地域との連携を図ります。 発達障害についての正しい知識が広く理解されるよう、相談をはじめ広報等による啓発活動を充実させていきます。	子育て健康 推進課 教育課
(3) 保護者や担任等と連携した具体的な支援	保護者や担任等と連携して具体的な支援に努めていきます。また、職員の知識やスキルアップを図ります。	子育て健康 推進課 教育課 ひまわりこども園
(4) 特別支援教育の充実	障害のある子どもに対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施します。	教育課
(5) 人材育成の推進	教育や療育に特別なニーズのある子どもを適切に支援するための体制が求められており、それぞれの個に応じた支援をしていくため、特別支援教育コーディネーターの研修実施などの人材育成を推進していきます。	子育て健康 推進課 教育課 ひまわりこども園
(6) 経済的支援	障害児福祉サービスに関する問い合わせ、相談と結び付けて制度の提案・紹介が行えるようにします。 特別児童扶養手当や障害児福祉手当、重度障害者在宅生活応援制度など、障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的に、経済的支援に努めます。	子育て健康 推進課

施策 3-4 その他福祉的な課題がある子どもと家庭への支援

施策	内容	担当課
(1) 課題を抱える子どもと家庭への支援	<p>世帯所得が少なく、暮らしに困難を抱える世帯に対して、県や町で実施している支援の取組や制度等を知らないためにサービス等を利用できないことがないよう、あらゆる機会をつうじて、取組及び制度等の周知・啓発に努めるとともに、民生委員・児童委員をはじめ近隣の人たちの取組への参画と応援で、支援の輪が広がるまちづくりを推進します。</p> <p>就業が難しいなど、様々な事情により経済的な支援が必要な家庭に対して、様々な制度を活用した経済的支援を図り、学業の支援や就業の支援により貧困の連鎖の解消を図ります。</p> <p>ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども）は本人にその自覚がなかったり、家族の問題を知られたくないと思ったりしていることが少なくありません。このため、ヤングケアラーをいち早く見つけ、支援につなげることが重要です。早期把握のため教育関係者、医療・介護・福祉の関係者、児童委員などを対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めてもらうようにします。また、実態に応じた対策がとれるように関係者間での協議に努めます。</p>	住民課 子育て健康 推進課 教育課



基本目標4 安全・安心に子育てができる環境づくり

すべての子育て家庭がゆとりある職業生活を送れ、家庭生活や地域生活との調和を図れるよう、ワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備に努めます。

また、交通事故や犯罪から守られ、子どもや子育て家庭が安全・安心に暮らせる生活環境の整備を進めます。

加えて、地域における遊びや交流の場、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

さらに、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。

そして、地域全体でのネットワーク機能によって、子どもの見守りや子どもが声をあげやすい環境づくりにつながるような取組を進めます。

施策 4-1 子育てと仕事の両立

施策	内容	担当課
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに仕事や家庭生活、社会活動等に調和を持って暮らし、子育てができる男女共同参画社会の実現に向けて、地域や事業所などへの啓発に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進についても取り組んでいきます。	総務課
(2) 延長保育事業の推進	引き続き延長保育を実施していきます。	ひまわりこども園
(3) 一時預かり事業の推進	保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対応する一時預かり事業を引き続き推進します。 また、こども誰でも通園制度の導入に向けて利用量等を把握します。	ひまわりこども園
(4) 病児・病後児保育の充実	児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備します。	ひまわりこども園
(5) 情報提供や相談支援	産前・産後休業や育児休業中の保護者が職場復帰時に保育所等をスムーズに利用できるよう、幅広い情報提供や相談支援を図ります。	ひまわりこども園
(6) ファミリー・サポート・センターの機能充実	ファミリー・サポート・センターを通じた相互援助機能の充実に努めます。	子育て健康推進課

施 策	内 容	担当課
(7) 放課後児童健全育成事業(学童保育)の充実	放課後等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。	教育課

施策 4-2 子どもの安全の確保

施 策	内 容	担当課
(1) 地域住民、地域団体等との連携による交通安全教室の開催	警察や交通指導員等と連携し、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校の子どもに対し、交通ルールの遵守や歩行訓練などの交通安全教室を実施していくとともに、交通マナーなどの啓発を行います。	総務課 教育課
(2) 登下校時の地域での子どもの見守り	地域と協力して児童の登下校時の見守り活動を促進します。	教育課
(3) 教育・保育施設等における安全対策	教職員や保育教諭等の防犯訓練の実施や危機管理能力の向上を図るための研修を行います。 地震などの災害時に混乱しないように、幼稚園や保育所、認定こども園、小・中学校での避難訓練など防災教育を実施します。	教育課 ひまわりこども園

施策 4-3 子育てに配慮した環境づくり

施 策	内 容	担当課
(1) 遊び場としての公園の確保と活用	身近な地域に公園や広場を確保し、地域の子どもたちが気軽に遊べ、自然との親しみや地域住民との触れ合いが持てる遊び場として活用されるよう促すとともに、その管理を進め、子どもが安心してのびのびと遊べる環境づくりに努めます。	住民課
(2) 居場所づくり	子どもが過ごす場所、時間、人との関係性すべてが、子どもにとっての居場所になり得ます。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、多様な形態をとり得るものでもあります。 こうした多様な場が子どもの居場所になるかどうかは、子ども本人がそこを居場所と感じるかどうかによっています。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念ですが、できるだけ多様な居場所を持つようその検討や確保を支援していく必要があります。 すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりについて、様々な方向から検討を進めます。	教育課

施策 4-4 子育てへの経済的支援

施策	内容	担当課
(1) 医療の無償化	0歳児から18歳までの入院及び通院にかかる医療費を助成することで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備します。	子育て健康推進課
(2) 出産・子育て応援	国が制度創設した「妊婦のための支援給付金」を活用し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。また、「赤ちゃん誕生祝金」の支給をします。	子育て健康推進課 住民課
(3) 給食の無償化	給食の無償化を継続します。	教育課 ひまわりこども園

施策 4-5 地域全体での子どもの見守り

施策	内容	担当課
(1) 子どもが声をあげやすい環境づくり	いじめや虐待、不登校など、権利が侵害されている子どもに対して、行政だけではなく、地域全体での子どもの見守りや適切な支援へのつながりをはじめ、地域におけるネットワーク機能の一層の充実など、子どもが声をあげやすい環境づくりにつながるような取組を進めます。	住民課 教育課
(2) 家庭教育支援チームの設置	核家族化やひとり親家庭・共働き家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育てに悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうといった課題が指摘されています。 こうした中、第3期計画では、「子どもの育ちと子育てを地域みんなで支え合う」という考え方を打ち出しています。 このことから、地域の身近なところにおいて、家庭訪問や個別相談等により、保護者の「子育て」や「家庭教育」に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な活動や講座などの学習機会や地域の情報を提供したりする「家庭教育支援チーム」の設置に向けた検討を進めることとします。	教育課

第5章 子ども・子育て支援サービス

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度は、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるもので、量の面では、必要とするすべての家庭が利用できる支援をめざしています。質の面では、子どもたちがより豊かに育っていける支援をめざしています。

この制度は、行政が保護者等に提供するサービスとして、子ども・子育て支援給付における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うものです。

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

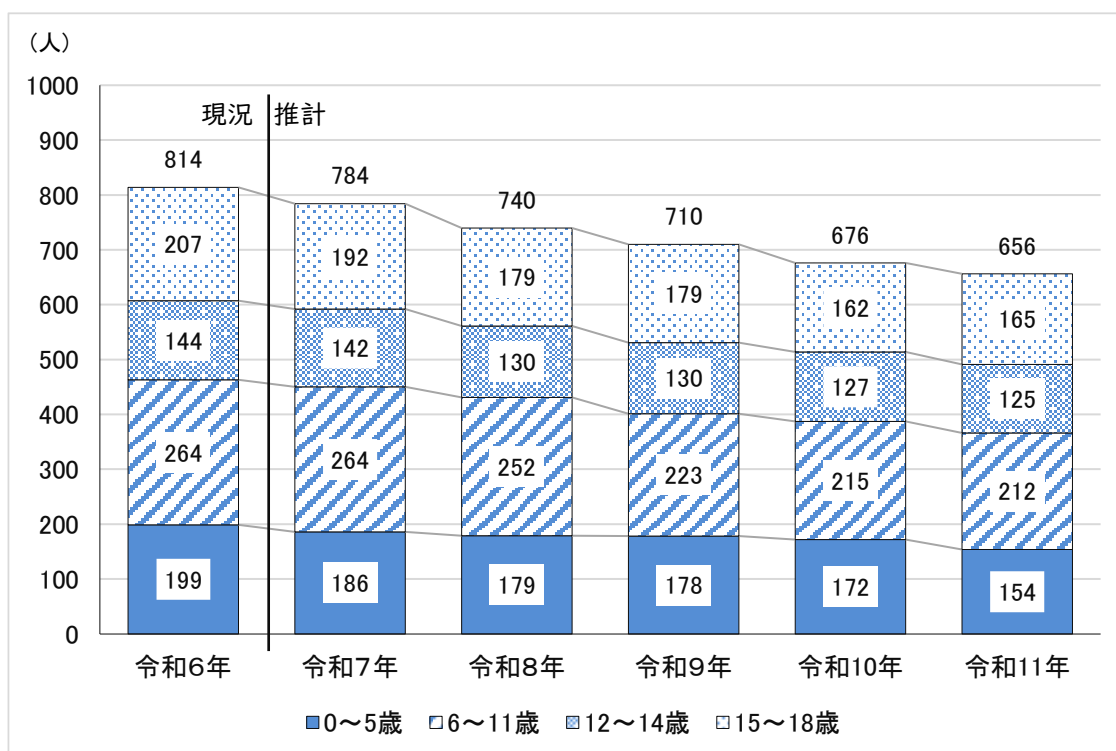
美浜町においては、行政区域面積が小さいことから、教育・保育提供区域を町全域の1区域として設定します。

3 将来人口の推計

コーホート変化率法による推計では、本町の人口は減少傾向にあり、0歳から18歳までの人口も同様に減少していくと推計されています。(令和6年4月1日時点の人口を基準とした推計値)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	実績	推計				
0歳	31	28	26	24	24	22
1歳	40	31	28	26	24	24
2歳	30	40	31	28	26	24
3歳	24	30	40	31	28	26
4歳	34	24	30	40	31	28
5歳	40	33	24	29	39	30
小計	199	186	179	178	172	154
6歳	48	40	33	24	29	39
7歳	44	49	41	34	24	30
8歳	36	43	48	40	33	24
9歳	53	36	43	48	40	33
10歳	44	52	35	42	47	39
11歳	39	44	52	35	42	47
小計	264	264	252	223	215	212
12歳	51	38	43	51	35	41
13歳	54	50	37	42	50	34
14歳	39	54	50	37	42	50
小計	144	142	130	130	127	125
15歳	51	36	50	46	34	39
16歳	45	50	36	49	45	34
17歳	64	45	50	36	49	45
18歳	47	61	43	48	34	47
小計	207	192	179	179	162	165
合計	814	784	740	710	676	656

【子ども人口の推計】



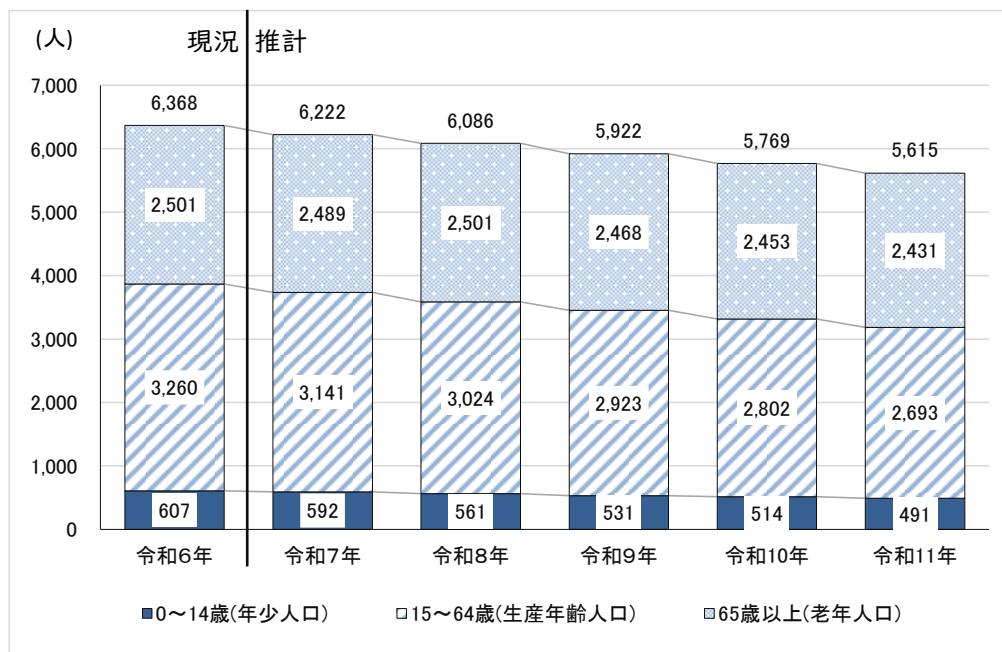
「コーホート変化率法」とは、各コーホート(この場合1歳階級男女別人口)について、過去における実績人口の動勢から「変化率(令和2年から令和6年の各年の変化率を求めその平均値を採用)」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

また、0歳人口の求め方については、20歳から44歳の女性人口と0歳人口の比(女性子ども比(令和2年から令和6年の各年の比率を求めその平均値を採用))により求めます。

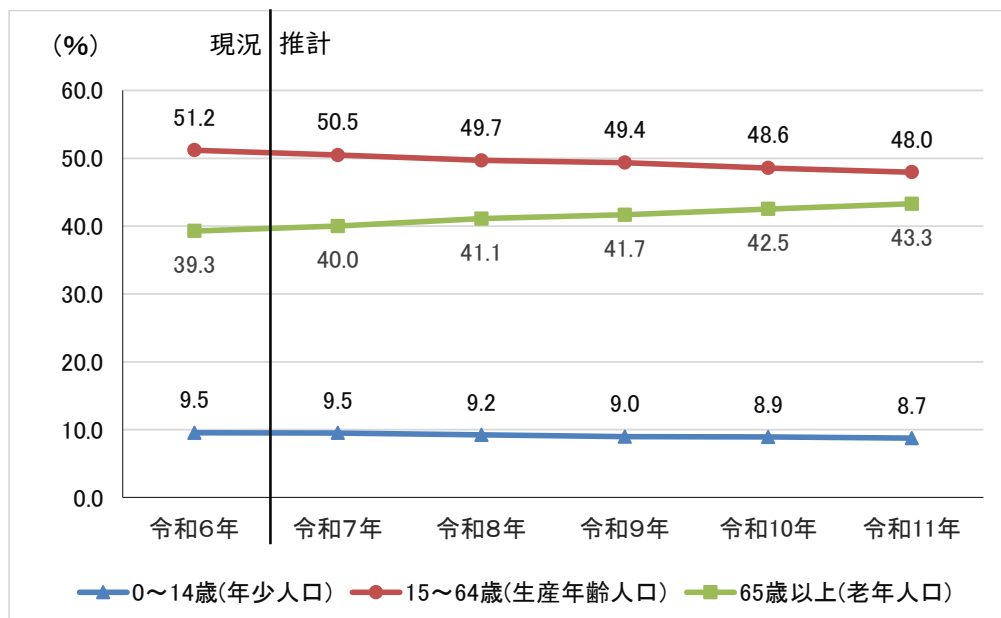
年齢3区分別人口の推計

年齢3区分別の人口推移では、年少人口及び生産年齢人口は減少しており、老年人口も減少していくという結果になっています。(住民基本台帳データ、令和6年は実績値、令和7年からは推計値)

【年齢3区分人口の推計】



【年齢3区分人口比率の推計】

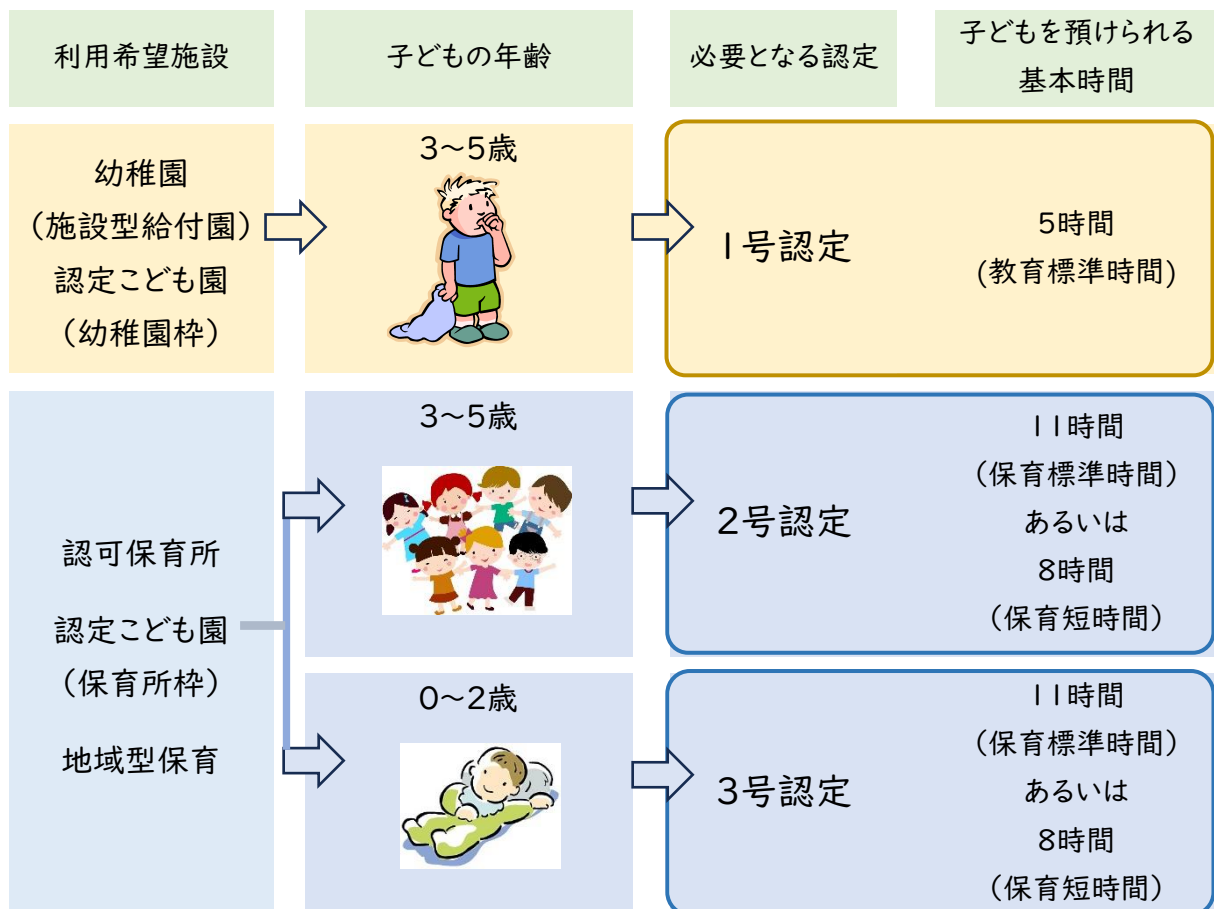


4 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準（①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労を理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障害の有無等による優先利用等）に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は下記の3つの区分となります。（認定に応じて施設などの利用先が決まっていきます。）

教育・保育施設及び地域型保育事業	対象児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）	3～5歳
2号認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所+地域型保育事業）	0～2歳



5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、先述のように町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援サービスの見込み量について、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」は、町に居住する子どもの「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育提供区域に、「教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

① 第2期計画の見込量と実績値

第2期計画の見込量と実績値は下表のとおりです。

(単位:人)

		実績値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	見込量	41	39	39	36	35
	実績値	28	14	15	16	9
2号認定	見込量	93	90	92	93	87
	実績値	113	115	112	110	88
3号認定	見込量	61	56	58	58	56
	実績値	64	57	40	41	56
0歳	見込量	8	8	8	8	8
	実績値	5	7	3	5	6
1歳	見込量	53	49	50	50	48
	実績値	24	17	14	18	23
2歳	見込量	上記1歳児の見込量の人数に含む				
	実績値	35	33	23	18	27

②第3期計画の見込量と確保方策

第3期計画の見込量と確保方策は下表のとおりです。

(単位:人)

認定	見込量 確保方策		推 計 値					
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
1号 認定	見込量 合計①	—	11	11	12	12	10	
	確保 方策②	特定教育保育 施設	ひまわりこども園	30	30	30	30	30
			こじか保育園					
		特定地域型 保育事業	くろしお保育所					
		合計		30	30	30	30	30
過不足 ②-①	—		19	19	18	18	20	
2号 認定	見込量 合計①	—	72	78	83	81	70	
	確保 方策②	特定教育保育 施設	ひまわりこども園	100	100	100	100	100
			こじか保育園	31	31	31	31	31
		特定地域型 保育事業	くろしお保育所	12	12	12	12	12
		合計		143	143	143	143	143
過不足 ②-①	—		71	65	60	62	73	
3号 認定	見込量 合計①	—	83	71	66	63	59	
	確保 方策②	特定教育保育 施設	ひまわりこども園	37	36	36	36	36
			こじか保育園	39	39	39	39	39
		特定地域型 保育事業	くろしお保育所	18	18	18	18	18
		合計		94	93	93	93	93
過不足 ②-①	—		11	22	27	30	34	

③保育利用率

「保育利用率」とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育認定を受けた満3歳未満の子ども(3号認定子ども)の認定こども園、保育所、地域型保育事業等の利用定員数の割合を表します。

子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むにあたっては、計画期間内の各年度において保育利用率の目標値を設定することとされています。さらに、この目標値を踏まえて、見込みに対する特定教育・保育施設の提供体制の確保の内容及び実施時期の設定を行うこととされています。

計画期間における保育利用率は、第2期計画期間(令和2年度から令和6年度)における実績値等から算出した見込量を踏まえ下記のとおりとします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0~2歳児	83.8%	83.5%	84.6%	85.1%	84.3%

(単位:人)

認定	見込量 確保方策		推 計 値						
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度		
3号認定内訳	0歳	見込量 合計①	-		19	18	17	17	15
		確保 方策②	特定教育保育 施設	ひまわりこども園	7	6	6	6	6
				こじか保育園	9	9	9	9	9
			特定地域型 保育事業	くろしお保育所	3	3	3	3	3
		合計		19	18	18	18	18	
	過不足 ②-①	-		0	0	1	1	3	
	1歳	見込量 合計①	-		29	26	24	23	23
		確保 方策②	特定教育保育 施設	ひまわりこども園	12	12	12	12	12
				こじか保育園	15	15	15	15	15
			特定地域型 保育事業	くろしお保育所	8	8	8	8	8
		合計		35	35	35	35	35	
	過不足 ②-①	-		6	9	11	12	12	
	2歳	見込量 合計①	-		35	27	25	23	21
		確保 方策②	特定教育保育 施設	ひまわりこども園	18	18	18	18	18
				こじか保育園	15	15	15	15	15
特定地域型 保育事業			くろしお保育所	7	7	7	7	7	
合計		40	40	40	40	40			
過不足 ②-①	-		5	13	15	17	19		

◆推計人口(再掲)

単位:人

		推 計 値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
3~5歳		87	94	100	98	84
0~2歳		99	85	78	74	70
内 訳	0歳	28	26	24	24	22
	1歳	31	28	26	24	24
	2歳	40	31	28	26	24

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする支援事業として、以下の事業を実施するとされており、その内容は、下図のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の一覧

対象事業		対象年齢等
①	地域子育て支援拠点事業(子育てつどいのへや)	0～5歳
②	一時預かり事業	0～5歳
③	延長保育事業	0～5歳
④	病児・病後児保育事業	0～5歳 1～3年生
⑤	子育て短期支援事業(ショートステイ)	0～17歳
⑥	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	0～5歳 1～6年生
⑦	学童保育(放課後児童クラブ)	1～6年生
⑧	妊婦健康診査	妊婦・胎児
⑨	妊婦等包括相談支援事業	妊婦とその配偶者
⑩	乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業、新生児訪問事業)	0歳
⑪	利用者支援事業	妊産婦・子育て家庭
⑫	養育支援訪問事業	養育の支援が特に必要な家庭
⑬	産後ケア事業	産婦・乳児
⑭	子育て世帯訪問支援事業【新規】	0～17歳
⑮	児童育成支援拠点事業【新規】	0～17歳
⑯	親子関係形成支援事業【新規】	0～17歳
⑰	こども誰でも通園制度【新規】	0歳6か月から2歳児

※「⑧ 妊婦健康診査」「⑨ 妊婦等包括相談支援事業」「⑩ 乳児家庭全戸訪問事業」「⑪ 利用者支援事業」は、アンケート調査とは別に、利用実績、推計人口等を勘案し、見込量を算出しました。

※「⑭ 子育て世帯訪問支援事業」「⑮ 児童育成支援拠点事業」「⑯ 親子関係形成支援事業」は、アンケート調査とは別に、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出等の考え方」に基づき、見込量を算出しました。

※各事業の「ア」は第2期計画の見込量と実績、「イ」が第3期計画の見込量と確保方策です。第2期になかった事業については、「イ」のみの記載となっています。

①地域子育て支援拠点事業(子育てつどいのへや)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

延べ利用者数/単位:人

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
地域子育て支援 拠点事業	見込量合計	76	72	71	68	66
	実績値	1,121	451	386	846	1,363 (2月末現在)

イ 第3期計画の見込量と確保方策

延べ利用者数/単位:人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域子育て支援 拠点事業	見込量合計①	1,295	1,103	1,015	963	910
	確保方策②	1,295	1,103	1,015	963	910
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

確保方策としての実施箇所は「子育てつどいのへや」の1か所となっています。実施主体はひまわりこども園で対応します。

②一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

延べ利用者数/単位:人日

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園における 一時預かり	見込量合計	1	1	1	1	1
	実績値	1	3	2	3	2 (2月末現在)
幼稚園以外における 一時預かり	見込量合計	0	0	0	0	0
	実績値	30	10	10	27	65 (2月末現在)

イ 第3期計画の見込量と確保方策

延べ利用者数／単位：人日

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
幼稚園における 一時預かり	見込量合計①	3	4	4	4	3
	確保方策②	3	4	4	4	3
②-①		0	0	0	0	0
幼稚園以外における 一時預かり	見込量合計①	65	62	62	59	53
	確保方策②	65	62	62	59	53
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

幼稚園における一時預かり、幼稚園以外における一時預かりについては、実績値を踏まえた確保を図ります。事業としては現行体制での実施を継続します。

③延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

延べ利用者数／単位：人

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延長保育事業	見込量合計	23	21	21	21	19
	実績値	192	114	58	27	67 (2月末現在)

イ 第3期計画の見込量と確保方策

延べ利用者数／単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育事業	見込量合計①	67	65	65	62	57
	確保方策②	67	65	65	62	57
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

これまでの利用実績を踏まえた量の見込みに対する確保を図り、今後も現行体制での事業実施を行います。

④病児・病後児保育事業

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

延べ利用者数／単位：人日

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
病児・病後児保育 事業	見込量合計	202	193	193	188	179
	実績値	155	163	125	188	144 (2月末現在)

イ 第3期計画の見込量と確保方策

延べ利用者数／単位：人日

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
病児・病後児保育 事業	見込量合計①	175	168	167	161	145
	確保方策②	175	168	167	161	145
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

これまでの利用実績を踏まえた量の見込みに対する確保を図ります。

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業、ショートステイ事業)です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

延べ利用者数／単位：人日

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	見込量合計	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0

イ 第3期計画の見込量と確保方策

延べ利用者数／単位：人日

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	見込量合計①	-	-	-	-	-
	確保方策②	体制づくりと組織的な対応。				
②-①		-	-	-	-	-

※見込量については、これまでの実績がなく、量を推計することが困難なため入れていません。

[確保方策の考え方]

これまで具体的な事例はないものの、該当する世帯において必要な事象が起きた場合には、迅速に対応ができるよう、県内の児童養護施設等へ事業を委託しています。

⑥ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

延べ利用者数／単位：人日

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ファミリー・サポート・ センター事業	見込量合計	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	0	13	1 (2月末現在)

イ 第3期計画の見込量と確保方策

延べ利用者数／単位：人日

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ファミリー・サポート・ センター事業	見込量合計①	17	19	21	23	25
	確保方策②	17	19	21	23	25
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

人口減少下ではあるものの利用推進の観点から、令和5年度実績より各年度2名増で見込みます。

⑦学童保育(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

年度末3月受入人数/単位:人

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年	1~3 年生	見込量合計	54	56	54	53	53
		実績値	61	59	63	52	61 (4月1日現在)
高学年	4~6 年生	見込量合計	10	11	9	8	9
		実績値	7	8	1	3	13 (4月1日現在)

イ 第3期計画の見込量と確保方策

年度末3月受入人数/単位:人

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
低学年	1~3 年生	見込量合計①	63	58	53	51	54
		確保方策②	63	58	53	51	54
		②-①	0	0	0	0	0
高学年	4~6 年生	見込量合計①	13	12	17	19	16
		確保方策②	13	12	17	19	16
		②-①	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

人口減少下ではあるものの、今後も引き続き一定程度の学童保育ニーズはありと見え、令和8年度以降の利用児童数を70名と想定し、小学1~3、4~6年生ごとに調整値を加算します。

⑧妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

単位：人、回

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
受診回数 (実人数)	見込量合計	487	487	465	443	431
	実績値	324	416	470	413	172 (1月末 現在)

イ 第3期計画の見込量と確保方策

単位：人、回

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
受診者数 (実人数)	見込量合計①	40	37	36	34	33
	確保方策②	40	37	36	34	33
②-①		0	0	0	0	0
受診回数 (実人数)	見込量合計①	332	309	304	286	281
	確保方策②	332	309	304	286	281
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

受診回数は、受診者数は年度またぎで半数が重複すると仮定し、全回数が1名あたり14回で、年度ごとに前5回と後9回に分け、さらに、転入者2名分×14回=28回を加算して想定します。

⑨妊婦等包括相談支援事業

伴走型の相談支援であり、妊娠期から出産・子育てまでのニーズに応じた支援を行います。経済的支援も含まれています。

イ 第3期計画の見込量と確保方策

単位：回

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦等包括相談支援 事業	見込量合計①	妊娠届出 数 26 1組当たり 面談回数 3回 面談実施 合計回数 78回	妊娠届出 数 24 1組当たり 面談回数 3回 面談実施 合計回数 72回	妊娠届出 数 24 1組当たり 面談回数 3回 面談実施 合計回数 72回	妊娠届出 数 22 1組当たり 面談回数 3回 面談実施 合計回数 66回	妊娠届出 数 22 1組当たり 面談回数 3回 面談実施 合計回数 66回
	確保方策②	78	72	72	66	66
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

妊娠届出数、1組当たり面談回数、面談実施合計回数を想定し、それに見合う数の確保を図ります。

⑩乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業、新生児訪問事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

単位：人回

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
乳児家庭全戸訪問 事業	見込量合計	44	44	42	40	39
	実績値	46	56	66	66	42 (2月末現在)

イ 第3期計画の見込量と確保方策

単位：人回

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
乳児家庭全戸訪問 事業	見込量合計①	56	52	48	48	44
	確保方策②	56	52	48	48	44
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

人口減少下ではあるものの、当該年度出生数×2回訪問を想定します。

⑪利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
基本型 (子育て支援センター)	見込量合計	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

イ 第3期計画の見込量と確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
基本型 (子育て支援センター)	見込量合計①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0	0	0	0	0

※令和7年4月1日から「子育て世代包括支援センター」は「こども家庭センター」になります。

[確保方策の考え方]

こども家庭センターとして1か所の確保を図ります。

⑫養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦・養育者や児童に対して、保健師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

ア 第2期計画の見込量と実績値

単位:人回

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
養育支援訪問事業	見込量合計	6	6	6	6	6
	実績値	0	0	0	0	1 (2月末現在)

イ 第3期計画の見込量と確保方策

単位:人回

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
養育支援訪問事業	見込量合計①	1	1	1	1	1
	確保方策②	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

支援が必要な家庭に対し、訪問を図っていきます。

⑬産後ケア事業

分娩施設退院後から一定の期間、病院、助産所等又は対象者の居宅において、助産師等が中心となり、母子に対して、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業です。

イ 第3期計画の見込量と確保方策

単位:人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
産後ケア 年・実人員	見込量合計①	3	3	3	3	3
	確保方策②	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0
産後ケア 年・延べ人員	見込量合計①	15	15	15	15	15
	確保方策②	15	15	15	15	15
②-①		0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

支援が必要な家庭に対し、支援を図っていきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

イ 第3期計画の見込量と確保方策

単位：人日

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子育て世帯訪問支援 事業	見込量合計①	—	—	—	—	—
	確保方策②	体制づくりと組織的な対応。				
②-①		—	—	—	—	—

※見込量については、新規事業でこれまでの実績がなく、量を推計することが困難なため入れていません。

【確保方策の考え方】

この業務の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象としています。

ア 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

イ 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

ウ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

エ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が特に支援が必要と認めた家庭(ヤングケアラー等)

以上のような事象は、顕在化していないものの、個別に対応が必要な事象には、町保健・福祉部門、関係機関等の連携で必要に応じて対応してきています。今後においても、地域の民生委員・児童委員や近隣世帯との連携を図り、その把握に努めるとともに、関係機関による組織的な対応を図ります。

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

イ 第3期計画の見込量と確保方策

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童育成支援拠点 事業	見込量合計①	-	-	-	-	-
	確保方策②	体制づくりと組織的な対応。				
②-①		-	-	-	-	-

※見込量については、新規事業でこれまでの実績がなく、量を推計することが困難なため入れていません。

[確保方策の考え方]

この事業の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象としています。

ア 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期の児童及びその家庭

イ 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校に居場所のない主に学齢期の児童及びその家庭

ウ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期の児童及びその家庭

支援拠点は、児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設や、その他町が子どもの居場所支援を行う場所になりますが、児童養護施設等と連携し、必要な場合の対応を協議していきます。

⑩親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

イ 第3期計画の見込量と確保方策

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
親子関係形成支援 事業	見込量合計①	-	-	-	-	-
	確保方策②	体制づくりと組織的な対応。				
②-①		-	-	-	-	-

※見込量については、新規事業でこれまでの実績がなく、量を推計することが困難なため入れていません。

【確保方策の考え方】

この事業の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象としています。

○親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている 18 歳未満の子どもを養育する家庭で、次のいずれかに該当する家庭の保護者及び児童とする。

ア 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

イ 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

ウ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により町が当該支援を必要と認めた家庭

以上のような事象は、顕在化していないものの、個別に対応が必要な事象には、町保健・福祉部門、関係機関等の連携で必要に応じて対応してきています。今後においても、地域の民生委員・児童委員や近隣世帯、学校等関係機関との連携を図り、その把握に努めるとともに、関係機関による組織的な対応を図ります。

⑰こども誰でも通園制度【新規】

こども誰でも通園制度とは、2023年6月に政府が閣議決定した、すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度の1つです。従来、保育所の利用は両親ともに働いている世帯といった条件がありましたが、制度が本格実施されれば、条件に該当していなくても保育所や認定こども園に預けられるようになります。

この制度について対応できるよう、検討を進めます。

なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

【こども誰でも通園制度】

預ける子どもの対象年齢	0歳6か月から2歳児
対象となる施設	保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・地域子育て支援拠点事業所など
利用時間	月一定時間（1人あたり月10時間で検討）
対応	初回などに「親子通園」が可能など

★こども誰でも通園制度には、以下のようなメリットがあります。

●子どもを預けることでリフレッシュできる

これまで保育施設の利用は両親ともに働いている、または病気や看護といった特別な事情がない限り利用できませんでした。しかし、こども誰でも通園制度が実施されれば、理由を問わず誰もが時間単位で預けることが可能となります。

預ける時間を活用して、趣味や友人との食事などをすることで保護者もリフレッシュできるでしょう。

●子育てについて相談する機会を持てる

子どもに関する専門的な知識を持つ人たちに子どもを預けられます。家庭で抱えている不安がある方は、専門的な知識を持っている保育教諭等などに悩みを相談することで解決への糸口が見つかるかもしれません。子どもとの接し方についてもアドバイスをもらえるので、不安の解消にもつながります。

●同世代の子どもと関わる機会を設けることができる

保育所や幼稚園に通っていない場合、家族と一緒にいる時間が長いので、子どもは同世代の子どもと関わる機会がほとんどありません。しかし、保育施設に預けられれば、必然的に同世代の子どもたちと一緒に過ごすことになります。

一緒に遊ぶ楽しさや様々な遊び方などを知ることができるので、子どもの成長を促せるよい機会になるはずです。

★「こども誰でも通園制度」の懸念点

●こども誰でも通園制度が本格的に実施されれば、誰もが保育施設を利用できるようになります。しかし、保育現場では保育教諭等への負担が懸念されています。

●新たに受け入れる子どもの数も増え、慣れない環境に戸惑う子どもも多いはず。泣いている子どもの対応や、抱っこやおんぶなどでつきっきりになるケースもあるでしょう。そのため、保育施設では人員の配置を検討し、子どもを安全に受け入れる体制を整えなければいけません。

●保育を希望する家庭が増えたとしても、保育施設に保育教諭等がいなければ預けられないため、保育教諭等不足の解消をめざすことも大きなポイントとなってきます。

●また、保育施設のスペースについても併せて検討しておく必要があります。

★こども誰でも通園制度の該当者

単位：人

(a)	人口推計値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	28	26	24	24	22
1歳	31	28	26	24	24
2歳	40	31	28	26	24

(b)	3号認定見込値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	19	18	17	17	15
1歳	29	26	24	23	23
2歳	35	27	25	23	21

(a-b)	こども誰でも通園制度の対象者				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	9	8	7	7	7
1歳	2	2	2	1	1
2歳	5	4	3	3	3

※0歳の対象者については、6か月以上になります。

【確保方策の考え方】

各年の0歳から2歳児の人口推計値の人数から、各年の3号認定見込値の人数を差し引くと、その値がこども誰でも通園制度の対象者数になります。その対象者数の保護者の利用希望を把握し、その希望に応じて対応します。令和8年度からの実施をめざします。

※なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進にあたって

1-1 庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

1-2 住民との協働の推進

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

1-3 国・県との連携

住民に最も身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

1-4 デジタル化の推進

ICTを活用した業務の支援並びに保護者とのコミュニケーションの強化など各種手続きの利便性の確保に努めていくこととします。

2 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、条例により設置した「美浜町子ども・子育て会議」について、本計画期間中の各年度においても必要に応じ開催するものとします。委員は、子どもの保護者、各種団体の関係者、教育・保育に関する事業の関係者、子育て支援関係の学識経験者など様々な分野から構成されています。子ども・子育て会議においては、必要に応じて計画の点検・評価の結果等について、検討していただくものとします。

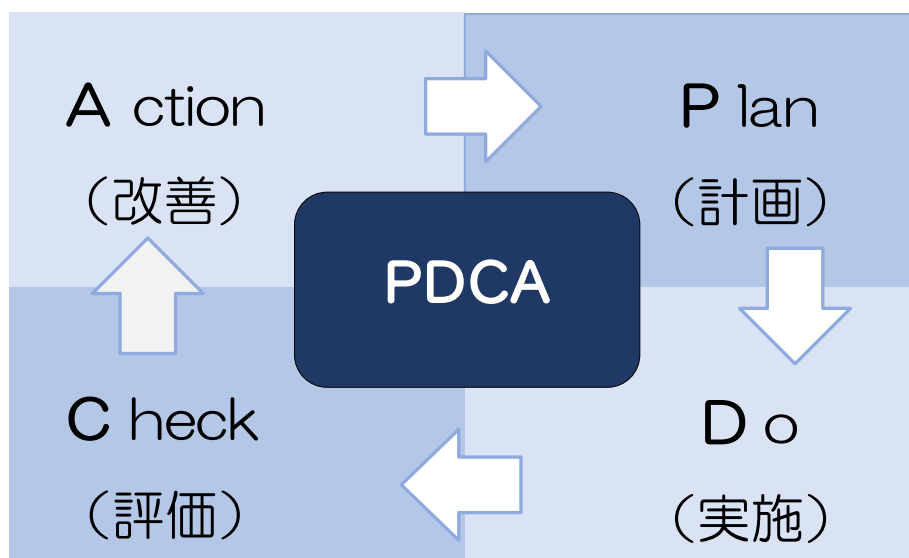
3 計画進行管理の体系と仕組み

3-1 計画の点検・評価

計画に基づく施策をPDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)に基づき、総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(令和9年度)を目安として、計画の見直しを検討します。



3-2 計画の公表、住民意見の反映

町のホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。



第3期 美浜町子ども・子育て支援事業計画

編集・発行:美浜町 教育課



美浜町役場

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278

電話:0738-22-4123(代)



子ども一人ひとりを大切に
子どもの育ちと子育てを
地域みんなで支え合うまち
みはま